

第百五十三回国 参議院 国土交通委員会 會議録 第三号

平成十三年十月二十五日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

十月二十三日

辞任

瀧上 貞雄君

補欠選任

山本 正和君

十月二十四日

辞任

山本 正和君

補欠選任

瀧上 貞雄君

十月二十五日

辞任

富樫 練三君

補欠選任

西山登紀子君

出席者は左のとおり。

委員長

北澤 俊美君

理事

鈴木 政二君

山下 善彦君

脇 雅史君

藤井 俊男君

弘友 和夫君

荒井 正吾君

泉 信也君

木村 仁君

北岡 秀二君

野上浩太郎君

野沢 太三君

松谷蒼一郎君

森下 博之君

吉田 博美君

池口 修次君

佐藤 雄平君

谷林 正昭君

藁科 満治君

続 訓弘君

大沢 辰美君

西山登紀子君

瀧上 貞雄君

大江 康弘君

田名部匡省君

千景君

泉 信也君

木村 仁君

杉谷 洸大君

漆間 巖君

安江 正宏君

新悟君

北原 巖男君

渡辺 好明君

深谷 憲一君

克彦君

海上保安庁長官

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

お尋ねのいわゆる不審船以外で不法行為あるいは不審な行動をとった船についての状況でございますが、例えば我が国の法令に明らかに違反する密漁などの違法行為を行った船舶、これは昨年、二百八十二隻でございます。違法行為とまでは言えなくても、特異な行動、理由もなしに徘徊等の行動をとった船、これは七十五隻でございますが、これらにつきましては、不法行為を行った船につきましては警告退去あるいは検挙等の措置を講じております。それに至らない特異な行動をとった船につきましては中止要求、警告退去などの措置を講じているところでございます。

こういういわゆる不審船ではない不法行為をする船と不審船との区別と申しますか、不審船をどうやって特定するかということはお尋ねでございますけれども、私もいろいろ不審船と申し上げるのは、この改正条文にもありますように、一言で言えば、重大凶悪な犯罪を行った、あるいは起こすおそれのある船だということでございます。これらにつきましては船の外観、航海の態様、それから過去のこのような船についての私どもあるいは私ども以外の関係機関のいろんな情報を総合して見きわめることができるというふうに考えております。

○野上浩太郎君 不審船が二十隻、その他の不審な行動をとっている船が約三百五十隻余りということで、まさに不審船の活動というものが、二十隻というのはまさに氷山の一角であるというふうな感じがいたしております。

私の地元の富山県、黒部川という日本有数のきれいな川がございますが、実はことしの三月二十九日にその黒部川の河口砂地におきまして、水中スクーターというんですか、一人一人が乗ってきまして、水中スクーターというものが砂地に半分埋もれたような状態で見つかっております。この九月の末に富山県警の方から、ほぼ北朝鮮のものだろうという鑑識結果といいますが、これが発表されたところでございます。

実は、一九九〇年に、福井県的美浜町におきま

しても、ほぼ同様の水中スクーターが発見をされております。このときはその周辺に北朝鮮の工作員とおぼしき水死体とともに見つかったというところでございます。また富山県内では昭和五十年代に拉致疑惑に近いような事件、四件発生をしております。また石川県でも同様の事件が数件発生をしております。まさに北陸というのはスパイの侵入銀座ではないかというふうなことも言われておるわけでございますが、沿岸の住民は大変な不安、これを募らせておるわけでございます。

このようなことを踏まえまして国土交通大臣にお伺いをしたいと思います。日本海沿岸の危険性といいますが、危機感、これを基本的にどのよう認識をしておられるか。そして、今回新しいこのような事案が発生をしたわけでございますが、北朝鮮に対してどのようなアプローチといいますか、対応を行ってきっているのか。あわせて、このような問題に対して有効な手段としましては、やはり海の海上保安庁、そして陸の警察、これが例えば合同捜査をするとか合同訓練をするとか、情報をしっかりと共有していく、このような連携を強化していくことがまずは重要だと思っておりますが、このような取り組みについてどのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(扇千景君) 今、野上先生から状況とまた対策と二つに分けてお話がございましたけれども、今、野上先生がおっしゃいましたように、北朝鮮の工作船であろうという、工作員が使用したものであろうと思われ、水中スクーターと見られる物体でございますけれども、これは大体全長は約百六十センチメートル、直径約三十センチメートルの円筒状の金属製の物体でございます。平成二年に、今おっしゃいましたように、福井県的美浜町の海岸に見えられました。また、本年の三月、今おっしゃいました富山県の黒部川の河口で同じようなものが発見されました。

これも、少なくとも海上保安庁では、日本海沿岸周辺におきます当該の水中スクーター事案を初めとして、能登半島沖の不審船事案に見られるよ

うな不審船の出没が確認されておりますので、この日本海沿岸の周辺に引き続いて監視体制を強化しようということ、もちろん警察との間では常に連携をして、常時、日ごろから綿密な情報交換を行っているという体制を、合同練習もいたしておりますので、今後とも引き続いて警察等々の関係に当たっていきいたいと思っております。

また、対応についてはどうかという重ねてのお話でございますけれども、海上保安庁におきましてこの不審船、あるいは不審船におきまして拿捕するということも、十分な出力でありますとかあるいは航続距離等を有する高速特殊警備船を整備しなければならぬと。過去の事案で残念ながらみすみす乗船も停止もできなかったという経緯がございますので、それを整備しようということで、高速小型巡視船の機能の向上を図ろうということ、船備の見直しを行いつつ、日本海側の適切な配備に、部署を全部配備したというのが現実でございます。

また、自衛隊とも共同対処マニュアルの策定をしようということで、このマニュアルにかかわります共同対処訓練を自衛隊とも一緒にやろうということ、これも共同の対処訓練を実施しました。また今後とも同種事案に的確に対応するために警察、自衛隊、海上保安庁と連携して対処していきたいと思っております。

○野上浩太郎君 ぜひ積極的かつ適切な対応をお願いしたいと思います。

今、扇大臣からこの不審船の事案を踏まえまして共同対処マニュアルですとか共同訓練、さまざまな連携対策を行っているという話を聞きました。

もう少し詳しく聞いていきたいと思いますが、今、高速特殊警備船を配置をしたということでございますが、連合審査会では四十ノットの速力が出るというお話がございました。これにあわせて、この船のいわゆる装備を、例えば五インチぐらいの機関銃ですとか小銃、撃沈してしまうおそれがあるということで、小型の機関銃あるいは

新しい拿捕の方法、こういうものを検討していくことが重要であると思っておりますが、どのような状況になっているか、答えられる部分でお願いしたいと思います。

○副大臣(泉信也君) お尋ねのございました高速特殊警備船の概要でございます。

事細かに御説明することにはまいりませんが、委員御指摘のように、速力は四十ノット以上ということを確認いたしております。さらに二十ミリ機関砲、赤外線を活用いたしました監視装置、こうしたものを備えると同時に、航続距離等につきましても配慮いたしました警備船三隻を整備、日本海側に配置いたしましたところでございます。

そのほか、高速小型巡視船の機能向上を図ってこれまでの配備の見直しを行いつつ、これもまた日本海を中心に適切な配備を行ったところでございます。

○野上浩太郎君 この特殊船の配備を充実させた後、これは実際に船を停船させて実際の立入検査をするという段階に至った場合、前回の事案では、例えば自衛隊の護衛船が防弾チョッキを積んでいなかったりというような報告などもありました。が、まさに命の危険を伴う立入検査でございます。この装備、十分なものになっているかどうか、お聞きをしたいと思っております。長官、お願いします。

○政府参考人(堀野克彦君) 不審な船をとめた後の立入検査でございますけれども、御想像でございますように、武器による反撃等も考えられるわけでございまして、これに備えながら実施することが必要でございます。

このために、私も少しは、いわゆるテロ、さらにはシージャック、そういうものを念頭に置いていた特殊部隊を私どもとして配備をしております。これらの部隊を現場にできるだけ早く移動させることによりまして、万全の注意を払いつつ、武装解除、立入検査を実施することとしておるところでございます。

装備の点でございますけれども、もちろん防弾

チョッキ、小銃等の武器、これら必要不可欠な装備は、これらの特殊部隊あるいは一定の船に対して装備をしているところでございます。

昨今のテロ対策という、このような状況でもございまして、さらに今後とも必要な装備の充実強化につきましては、予算面でも私どもとして求めたいというふうに思っております。

○野上浩太郎君 十分な装備、安全の確認をお願いしたいと思えます。また、今お話がありましたとおり、今次のテロ等もございまして。専門的な知識、また技術、必要な部隊があるということでございますので、これも適切な投入をお願いしたいと思えます。

そこで、今回の不審船に対する事案で一つのポイントとなりますのは、自衛隊と海上保安庁の連携ということであると思えます。まず、確認の意味で、自衛隊と海上保安庁の基本的な役割分担、これをお聞かせ願いたいと思えます。

○大臣政務官(木村仁君) 不審船への対応に係る海上保安庁と自衛隊との役割分担の基本についてのお尋ねでございます。

不審船への対応は、警察機関たる海上保安庁が第一にこれに対応をいたします。そして、海上保安庁のみでは対処することが不可能もしくは著しく困難と認められる場合には、自衛隊法第八十二条に基づく海上警備行動により自衛隊が対処するというのが政府の基本方針となっております。

このような基本方針に従いまして、海上保安庁はその使命を十分果たせるよう全力を挙げる所存でございますが、なお、自衛隊の海上警備行動が下令された場合でありまして、もちろん海上保安庁は自衛隊の部隊と連携、共同してその任務を遂行し、対応に万全を期することといたしております。

以上です。

○野上浩太郎君 第一義的には当然海上保安庁が対応して、海上警備行動によって海自が出動するというところでございますが、ここでポイントとなりますのは、その移行期間にやはり空白という

ますか、すき間が生じてはならないと。前回の事案でも、海上保安庁の巡視船が威嚇射撃を行ってからの海上警備行動、この発令まで約五時間程度かかっているということもございまして、適切な海上警備行動の発令ということも重要になってくると思えますが、この点について、防衛庁の方からどのような体制になっているか、お聞かせ願いたいと思えます。

○政府参考人(北原巖男君) 野上委員にお答えを申し上げます。

ただいま国土交通省の政務官から御答弁ありましたように、不審船への対応に当たりましては、第一義的には海上の警察機関である海上保安庁が対応をいたしますが、しかし対応が不可能あるいは著しく困難といった場合に海上警備行動で自衛隊が出るわけでございまして、委員御指摘のとおり、この連携、また速やかな下令等が極めて重要になってまいります。

そのためには、防衛庁といたしましては、海上警備行動が発令される以前におきましても海上保安庁等との情報交換を含めた緊密な連携あるいは協力措置というものを有効かつ必要に実施していくことが極めて大事である、そのように考えておりまして、そして必要とされた場合に速やかに、また的確に、時期を失することなく海上警備行動が発令されるようにしていくことが大事である、そのように考えておりました。先ほど委員からも御指摘ございました十一月三年三月の不審船事案も含めて、その後、関係閣僚会議でまとまりました教訓・反省事項の中にも、実は防衛庁及び海上保安庁が不審船を視認した場合には速やかに相互に通報する、さらに他の官庁にも伝達する、あるいは内閣官房というのは情報の一元化を図って官邸への報告あるいは関係省庁への伝達を迅速に実施するといったようなことが取りまとめられたところでございまして、私ども防衛庁といたしましては、先ほど来海上保安庁からありますけれども、こうした体制の重要性にかなりがみまして、常日ごろから海上保安庁を初め関係省庁と緊密な連

携を維持いたしまして、もし海上警備行動が発令されるといった場合には速やかに対応できるようにしていきたいと、そのように考えているところでございます。

○野上浩太郎君 今、事細かな説明がございました。そして、その中でやはり一番重要と申しますか、ポイントとなつてきますのは、情報のあり方、伝達の仕方ということであろうと思えます。いわゆる不法侵入のおそれが察知された段階、一番最初の段階からいわゆる海自と海保が連携をして初動態勢をつくっていくということが大変重要になってまいります。

例えば、米軍から最初の端緒となるような情報が寄せられた場合におきましても、それは速やかに共有をされるべきである、これは私の見解でございますが、思えますし、またあわせて、不審船を今回海上自衛隊が発見してから、P3Cで発見をしたわけでございまして、発見をしてから海上保安庁に連絡が行くと、今回の事案ではこれが六時間余りかかっているということでございますが、これはやはりもっと速やかに連絡を伝えるべきであると思えます。この点、どのように改善をされているか。また、あわせて無線暗号の共有化ですとか情報機関の日ごろからの交流というものの基礎となつてくると思えますので、それらの状況も踏まえてお聞かせ願いたいと思えます。

○政府参考人(北原巖男君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘をいただきました平成十一年三月の不審船事案におきましては、私どもの海上自衛隊のP3Cがまず不審船らしき船舶を三月二十三日の早朝に発見をいたしております。しかし、この段階におきましては不審船であるか否かの確度は極めて低い状況でありましたために、私ども近傍の護衛艦を現場に向かわせまして、船名、船の名前ですが、船名等に関する情報を収集いたしましたところ、同日午前十一時に海上保安庁に通報をいたしましたところでございます。その後、かかる情報を受けまして、海上保安庁が対処をいたしまして、

停船命令、威嚇射撃等必要な措置を講じたところでございますが、海上保安庁では対処することが困難になったということで、二十四日午前零時五十分に防衛庁長官が海上自衛隊に對しまして海上警備行動をまず発令した、こういった事実経緯がございまして。

それで、今、先生から遅かったという御指摘をいただいておりますが、私ども防衛庁といたしましては、当時の対応としては全力を尽くし、適時適切になされたものと考えているところではございまして、本事実案を契機に改めまして、海上保安庁との緊密な連携あるいは協力の重要性というものは認識されたところでございまして、初動の段階からの確かな情報交換、連絡調整を行うことが何よりも重要であるといった観点から、不審船にかかわります共同対処マニュアル、これを作成いたしましたところでありまして、ここで本庁及び地方機関の各レベル並びに現場における所定の情報連絡体制その他必要な事項について定めるなどいたしております。速やかな連絡体制の確立が行えるよう措置をしているところでございまして、またこれを受けまして、海上自衛隊と海上保安庁との間でも所要の訓練を実施しているところでありまして、我々といしましては、一層の連携、協力の緊密化を図っていきたいと思っております。

それからもう一つ、先生、暗号無線云々の御指摘がございました。これにつきまして、先ほど私申しましたが、両省庁との、海上保安庁と私どもの緊密な連携、協力の重要性ということにかんがみまして、海上自衛隊と海上保安庁との間におきます秘密通信体制の確立、また平素からの緊密な情報交換といったことなども着実に今連携を図つてきているところでございます。

以上であります。

○野上浩太郎君 ぜひ、その情報の速やかな伝達、よろしく願います。

今のお話ですと、当時は不審船らしきものを発見をしたと、それが不審船と確定ができないうで、

それが確定できるまで情報伝達がなかったという
ようなことですが、そのらしきものを発見
した時点でやはり一報を入れるというのは大切
なことであると思っております。

次に、今回の法改正にかかわる問題でござい
ますが、不審船を撃つということにおいて、これ二
十条の第二項、四つの要件というものがございま
す。この四つの要件は重要なものでございませ
んが、やはり不審船に対応しているときに、不審船の方
はほとんどどんでん返していつてしまつと、そ
の間にその要件に当てはまるかどうかということ
に余り時間をかけ過ぎるとまた逃げ切られてしま
うというようなおそれがありますので、これはや
はり早く判断をして対応できるような体制、これ
は海上保安庁長官の認定に係らしむということ
でございますが、このことが重要なポイントとな
てくると思ひます。長官、このことについてど
のように思ひか、御所見をお伺ひしたいと思います。
○政府参考人(縄野克彦君) 御説明申し上げま
す。

不審船らしき船舶を発見した場合、そのような
情報がありました場合には直ちに本庁において、
法律上の要件はもちろん長官とございませ
んが、長官という意味は、現場だけではなくて長官
を頂点とする本庁の組織として必要な体制をとり
まして、逐一現場の情報を把握しまして、関係の
省庁からの情報集約、過去の情報の確認、そうい
うものを早急に行ひまして、これらを現場に伝達
し、指示を行う体制を整えることとしております。
この新しい二十条の二項の要件の認定につい
て、長官の認定ということになっておりますが、
私ももしましては、いわゆる逃げる船に対して
危害射撃を可能にするという観点から、このよう
な総合的な情報集約を瞬時に行った上で判断をす
るということにございまして、判断は慎重でなけ
ればなりませんけれども、今、委員御指摘のよう
に、時間をいたすに費やしてはいけないうわけ
でございまして、私も必要な情報通信機器を活用
し、さらに情報の平素からの蓄積というものに私

どもが努力をしまして、迅速、的確な対応が可能
になるよう体制をとりたひと思ひておりますし、
それはまた可能であると確信をしておりますので
ございません。

○野上浩太郎君 まさに今の部分が今回の法改正
の一番の命と申しますか、核心だと思ひておりま
すので、適切対応をよろしくお願ひします。

それでは、扇大臣に、今回のこの法改正に向
けました運用の姿勢といひますか、心構えといひま
すか、基本的な部分をお伺ひしたいと思ひますが、
今回の法改正もいわゆる伝家の宝刀のようなもの
になってしまつては意味がないと。積極的にと
いひますか、適切に使つていかなければならな
いと思ひますし、またこの対応によつて不審船、
今度出てきたときには必ずしも停船できるよ
うな状態になってくるのか、その辺の基本的な心
構えといひますか、姿勢の部分をお伺ひしたい
と思ひます。

○国務大臣(扇千景君) 私たち日本人として、少
なくとも能登半島沖の不審船の追跡不能という情
けない姿を見たときに、これではいけないと、本
当にまさかあれだけのスピードが出て逃走する
ということを経験がなかったものでございませ
ん、平成十一年の六月四日にこれではいけない
と閣議決定をいたしまして、海上保安庁と防衛庁と
の間の連絡強化、そして海上保安庁の対応能力の
船舶の充実ということを閣議決定をいたしまし
て、それから対処をしてきたわけにございませ
んけれども、少なくとも今おつしやいましたように、
せっかく法改正をしても完全かと言われますと完
全だと言ひ切る自信はございません。

ですから、何ノットの船ができたとか、何を装
備したとかということを余り外に言つと、またそ
れを上回るものを相手方はつくりますので、本来
であれば今度整備しました性能の整備方法とい
うものは余り私は表に出したくなかつたというの
が本心ではございませうけれども、少なくとも今想
定し得る能力は今回の法改正によつて完備をさせ
ていただひて、そしてこの平成十一年に閣議決定し

ました装備の充実ということにも対処しまして、
少なくとも海上保安庁で今回の高速特殊警備船三
隻、新渇、舞鶴、そして金沢と、この三カ所に配
備をいたしましたし、また夜間の監視機能強化の
ヘリコプターも二機配備をいたしまして、夜間
もヘリコプターで捜索ができるようにということ
もいたしております。

それから、今申しました、先ほども御報告ござ
いましたように、絶えず警察、自衛隊等々との警
備訓練マニュアル、そしてマニュアルに沿つた訓
練と、こういう警備体制をいたしましたので、法改正
して万全かと言われますと、少なくとも今とり得
る体制の中では万全を期して、再びそういうこと
のないようにというための今回の整備でございま
して、予算も使つての整備でございませうので、こ
れで万全ではないかもしれませうけれども、今と
り得る中ではこれが最高であると思ひております
ので、ぜひ、そういう意味では、せっかく法改正
していただひてまた何だと言われることのないよ
うに、この三位一体になった訓練と、確実に不審
船を停船させると、少なくとも。

そういう意味では、今後これに対処していき
たいと思ひておりますし、停船させるためにも四つ
のきちんとした方法を今回の法改正の中では明示
させていただきましました。まず、停船を命じる、し
かもそれを続けて命じるという二項、二項がござ
いますし、そして重大な凶悪犯の準備の疑いがあ
ると、これは停船させて調べなやわかりませ
んので、これを実行すると。そして、立入検査をし
なければ重大な犯罪があるであろうということ
で停船をさせるという厳格な四項目を明示して法改
正をさせていただきましましたので、これからは二度
とああいうことがないようにという万全を期した
つもりでございませう。

○野上浩太郎君 ぜひ適切な万全の対応をお願ひ
したいと思ひます。
海上保安庁法の一部改正についての最後の質問
であります、この不審船の対応について、いわ
ゆる日本海の沿岸諸国あるいは関係各国との協議

といひますか、訓練といひますか、対応、このこ
とも大変重要な問題の一つであると思ひます。こ
のことについて現在までの状況、どのような
ているか、長官の方からお伺ひしたいと思ひます。
○政府参考人(縄野克彦君) 私ども北太平洋に位
置しております日本、これを取り囲むロシア、中
国、韓国、そしてアメリカ、カナダ、これらの海
上警備機関との間では、私の前任、前長官の時代
から積極的にこの協力に関する体制を整えてきて
おります。特に各国の関心事項は、最近とみにあ
えております不審船も含めた海上における組織的
な犯罪、これをいかに抑止するかということ
でございまして、このような共同の意識を持ちながら、
日韓、日ロ、そしてアメリカ、カナダ、そしてさ
らには中国との間でもそれぞれの犯罪に
応じた情報交換、そして共同訓練をそれぞれ適宜進めてお
るところでございませう。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。
それでは次に、この海上保安庁法の一部改正の
質問は終わりました、日本国内のテロに対する対
策ということについての質問に移りたいと思ひま
す。

原子力発電所関連施設についての現在の警備に
ついてまずお聞きしようと思ひたんですが、
ちよつと時間の関係上これは省かせていただきま
して次の問題に行きたいと思ひますが、この原発
関連施設における一番重要なポイントといひます
のは、私はやはり海上保安庁と警察、これはもち
ろんでございませうが、あわせて民間の事業者、管
理者、そして自治体と、この四者が連携を強化す
る必要があるということであると思ひます。

海保と警察の例えば民間事業者に対する窓口を
一本化するとか、それを双方向の情報交換をする
とか、あるいは避難誘導するのは今は自治体で
ございませうが、その避難誘導の役割と海保、警察と
の連携、また警察で対処し切れない部分の自衛隊
への移行といひますか連携、ここに空白を生じな
いようにするなど、この四者の連携、これが大変
に重要なポイントとなつてくると思ひます。

原発においては、今大きな地元の皆さんの不安が募っておるところでございますが、このことに
関しまして簡潔にお答えいただければと思いま
す。

○政府参考人(堀野克彦君) おっしゃるとおりで
ございまして、警察との間ではもちろん常日ごろ
から緊密な情報交換を行っております。さらに、
一番肝心の原発の運営をしております企業、事業
者との間といたしますが、事業者を中心といたし
まして自治体、警察、私どもが連携をとって常日ご
ろの連絡体制あるいは災害、事故、事件を想定し
た実際の訓練、こういうものを行ってきておりま
して、それを通じて連携強化を図っているところ
でございます。

今後とも、現在のテロに対する不安を踏まえま
して、周辺の住民の方に不安を与えないように、
私どもとしては関係機関とともに万全の体制を
とっていくつもりでございます。

○野上浩太郎君 ぜひ万全の対策、お願いをいた
します。

次にハイジャック、飛行機についての話に移り
たいと思います。

今までの連合審査あるいは国会の審議等を通じ
まして、検査機器の充実ですとか一斉の着陸マ
ニュアルですとか、そのようなものをしっかりと
整備をされてきているということでございますが
が、それに加えて例えばコックピットなどの
構造上の検討、客席からはあかないようにする
とか、このような検討も大変重要な部分であると思
います。その部分につきまして今どのような
状況になっているか、お聞きをしたいと思いま
す。

○政府参考人(深谷憲一君) 御説明を申し上げます。
先般、九月十一日のアメリカの多発テロの事案
にかんがみまして、お尋ねの航空機の中の構造上
の問題でございますけれども、これにつきまして
は、私ども事件発生以来、アメリカの対応等も考
慮しながら我が国のエアラインとの間で調整をい
ろいろ図ってまいりました。その結果、客室側か

ら操縦室、いわゆるコックピットへの侵入、これ
を防止する、これが大事なことであらうと。とい
うことで、操縦室扉を構造的に強化すべきだろ
うというふうに考えまして、これを暫定的な措置と
して、先般、十月二十三日付で各エアラインに暫
定的な措置としての強化策をお願いを申し上げま
した。

これにつきましては、ただコックピットの構造
につきましては他方でセーフティーの問題、ある
いは一たん事故があった場合についての運航者の、
運航従事者の救出の問題等々、いろいろな側面もあ
りますものから、暫定的にはそういう措置を
とりましたけれども、機体構造の関係でございま
すので、今後の話としては、国際民間航空機
関、ICAOというのがございまして、そういう
た場での専門家会合等の場できちんと将来に向け
ての国際標準の見直しをしようという動きになっ
てございますので、私どももいたしましてこれ
に積極的に参加して、暫定措置は暫定措置として、
その後の恒久対策も検討してまいりたい、かよう
に考えております。

○野上浩太郎君 ありがとうございます。
まだちょっと幾つかの質問残しておりますが、
時間となったようでございます。

いずれにいたしまして、国土交通省は国土の
安全、安心を守る上で大変大きな役割を果たして
おります。扇大臣を先頭にこれからまた大きな御
奮闘されますことを心からお願ひ申し上げます。
どうもありがとうございます。

○谷林正昭君 民主党・新緑風会の谷林正昭で
ございます。

今ほど質問をされました野上先生は富山県出身
でございますが、私も富山県出身でございます。こ
れからは富山県の新聞記者の皆さんがたくさん来
ておいでになりました。あしたの新聞は私は出な
いので恐らく野上先生がトップを飾るんじゃないか
というふうに思いますが、それに負けないで、自
分でも少し勉強させていただいたことを質問させ

ていただきたいというふうに思います。

アメリカで九月十一日に発生した同時多発テ
ロ、あのときから世界が一変したような気がいた
します。今は戦争モードに入ってしまったという
ふうに思われがちですが、私は、それよりも、い
まだにあの瓦れきの下で眠っておいでになるの
か、とにかく助けられたいという悲痛な叫びを
発しておいでになる、そういう皆さんの気持ちを
思いながら、そして身内をまだ生きているという望み
をつなぎながら探している、そういう姿が物すご
く心に痛みます。一方では、アフガンで罪もな
い子供たちや民間の人たちが空爆でけがをし
たり、亡くなったりする。

まさにその原因は何か。それはいろいろあろ
うかも知れませんが、今回の場合はあの九
月十一日のテロだというふうに断言してもいい
ではないかというふうに私は思います。テロの
根拠こそ、そういう悲しみやそういうものをなく
する大きな強い意志でもってやっていたかなけれ
ばならないというふうに思います。まさに人道と正
義に反する行為、これを地球上からなくさなけれ
ばならない、そういう思いでテロに対して敢然と
毅然として日本も立ち向かうべきだというふう
に思います。

そして、今このテロ対策三法案が提案されて
おります。国民はまさにこの三法案に対して安全
と安心を約束するものにしてもらいたい、こうい
う思いで国会の審議を見守っているというふう
に思います。

そういう意味では、きのう、おつと連合審
査が行われました。きょうは、この海上保安庁法
の改正案が出されております。海上保安庁の封筒
は、私は感心しました。「愛します」守ります

日本の海、こういうキャッチフレーズで、まさ
に日本を守りたい、守る、こういう思いをにじま
せております。一方では、日本は御承知のとおり
陸続きの国境はありません。四面が海でありま
すから、いわゆる領海警備が国境警備と等しい、
こういうことにならうかと思えます。

そういう意味では、海上保安庁の役割がまさに
大きなものがありますし、その責任者である国土
交通大臣の役目は非常に重いものがあるという
ふうに思いますが、質問をさせていただきます。

まず最初に、能登半島沖の不審船事案の関係で
十一月六日四日に早速今後の対策を検討され、閣
議決定がされました。私は、そのすぐ後にこうい
った法案があるならば出るべきものだというふう
に思っております。ところが、今、テロが起きた
途端にできてきたというのは、裏を返せば、この
法案というのは、高速船を準備したりあるいは
設備を整えたりすればこの法案はひよっとしたら
要らないのではないかとということに国土交通省、
海上保安庁として、あるいは閣議決定のときとし
て思っていたのではないかと、そういうことも考
えられるわけでございますけれども、この法案が今
このタイミングで出されたというその問題につ
いて、大臣の方からお聞かせいただきたいと思
います。

○国務大臣(扇千景君) 同じ富山県という先生
に、きょうは谷林先生に御質問いただきましたけ
れども、私は、今、先生がお話しになりましたよ
うに、日本全土海に囲まれた日本としては、いか
に我々の安全と安心をどのようにして守るか。こ
れは広範囲にわたるものから、今おつといた
しましたように、平成十一年六月四日に閣議決定を
いたしましたけれども、まず一番大事なことは装
備をどのようにしていくかと。また、その装備を
完成して、つくっても、どのように対応するか、
使用するかと。しかも、先ほど野上先生からも御
質問ありました自衛隊と警察と海上保安庁との連
携をいかにするかと。そして本来は、停船を命じ
ても、かつてのあの不審船のときのように、いか
に人命を守りながら停船をするために武器の使用
をどのようにするかと。私はこの点について、適
切な武器の使用の仕方については一番今でも頭
を悩まし、みんなも研究し、そこが一番私大事
なところであつたと思えます。
ですから、先生がおっしゃいますように、平成

十一年六月四日、閣議決定したならすぐ出せばよかったのにと、お説ごもつともでございますし、今までそういう遅きに失したと言われれば私はそのとおりだと思います。この不審船の今までは、先ほどから数字を申し上げました、これだけの不審船らしきものも含めて複数の、数百に及ぶ事例があったにもかかわらずと言われてしまえばそのとおりだと思えますけれども、私たちは少なくともなるべくならばこれを穏便に、しかも、なおかつ拿捕するならばきちんと事情を聞きたいと、これが一番の解決方法だと思っておりますけれども、これが一番の解決方法だと思っておりますけれども、今までの三百六十四艘ですか、六十五艘とか、三百五十七に及ぶこの事例の中で、少なくとも二百八十二、不審船として確認した。この数字を見ますと、二十隻という不審船の数を見ても、なるべくなら武器を使用しないで、あるいは威嚇だけでとまっていたらという念願があったものですから、遅きに失したと言われれば私は御指摘のとおりだと思いますけれども、装備をしたから何でも使ってもいい、そういうことにはならないように、過度にならないように、なおかつ一隻だけなのか、あるいは人をおろしたのか、今までもいろいろな事例があるものですから、人に危害を加えないような停船の武器の使用方法をいかに図るべきかという、そこに私たちは違法性がないという、そういうことを研究しながら今日に至って、本来はもっと早くできるはずとおっしゃればそのとおりだと思いますけれども、私は、先ほど申しましたような連携と使用の仕方なおかつ停船の命令方法、指揮系統をどうするか、こういうことを熟慮した上で今日に至ったというのが現実でございます。

○谷林正昭君 私もこの法律は、見た目にはこのテロという状況を見て、そして能登半島の不審船だけを見たときは早く出すべきだと、こういうふうな思いがありました。今、大臣がおっしゃいましたように、しかしよく考えていけばいくほど危ういところもあるんですね。怪しいから撃つてもいいと、こういう法律なんですね。その辺が非常に危うい。そういうものがあるものだから、国土交通省としても海上保安庁としても、いろんな関係、国際的にもあるいはことを検討しながら、研究しながら今このタイミングに出されたというふうに私は行きてきました。大臣と同じ考えでございます。そういう意味で、能登沖の不審船が原点になったというふうに思いますし、ああいうものを何としてでもというふうになるわけでございますけれども、そういうときに、じゃ、あの能登の不審船は何だったのかということをもう少ししっかり私は国民に説明するべきだというふうに思います。これは引用させていただきますけれども、東京新聞の社説の中に、不審船はその後、北朝鮮の領海に向かい、政府は、不審船の捕獲と引き渡しを北朝鮮に対して求めた。北朝鮮は国際道義上、要請にこたえる責務がある。そうでなければ北朝鮮は隣人としての信用を得られず、今後、日本からの大きな支援は期待できないことも覚悟すべきだ。政府は、事件の再発を抑止するためにも、不穏な侵犯事件に対する厳しい姿勢を、外交対話の場を通じ、決然と示してもらいたい。こういうマスコミの考え方が出ております。じゃ、この後、外交ルートを通じて、この不審船に対しての交渉、引き渡し、これをどういうふうにするか。本来、外務省の方に聞けばよろしいかとは思いますが、外務省の方で、非常に今後のことあると思いますので、これまでの経緯、それから今後の決意、お聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(藤田孝男) 今、谷林先生がおっしゃいますとおり、私もは少なくとも最初におっしゃいました海上保安庁の役目として、「愛します。守ります。日本の海」と、こういう観念で海上保安庁が対処しておりますので、海上保安庁としてはこれを達成するためにはどうするかということ、平成十一年三月の、今、先生がおっしゃいました能登半島沖で発見されたあの不審船らしきもの、これについては完全に不審船である。日本の船名まで使っていた、そして逃走した。漁船とは考えられないスピードが出た、そういうことで残念ながら追跡できなかったわけですから、その後、北朝鮮北部の港湾に到着したというそういう判断をされたわけでございますので、その後種々の情報を総合的に勘案した結果、これはやっぱり北朝鮮の当局の工作船であったということだけは判断するに至ったと私も承知しております。けれども、じゃ、それに対してどのような対処をしたのかというお話でございますけれども、これは本来は私が答えるより外務省だと思えますけれども、越権行為でございますけれども、お尋ねでございます。少なくとも私は、今後不審船の対応を初めとして、密航とかあるいは密輸、そして密入国、これらの取り締まりを厳重にするしかない。国交がございせんし、少なくとも確かに北朝鮮の港に入つたであろうところまでは追跡できたという、これも私も、報告でございますけれども、聞いておりますけれども、現段階では少なくともそれに今度対処できるようにしていくしかない。

○谷林正昭君 その後のことにつきましては、また外務省の方へ聞きながら対応しなきゃならぬというの、国会議員の役割もありますし、政府の役割でもあるというふうに思いますので、その機会をとらえてまた行いたいというふうに思います。今ほどありましたように、先ほどまた野上委員の方から工作員の話が出ました。水中スクーターの話が出ました。私、ここに写真を持ってきたのですが、こういう写真で、先ほど大臣が説明をされましたサイズのものとございます。そういうものが見つかって、なぜこういう話をさせていただいたかといったら、マスコミの発表では、どうも能登沖の不審船がこの水中スクーターと関連があるのではないかと、裏を返せば否定できない、そういうようなことも時期的にマッチするというのが実はわかってまいりました。いまだに上陸した人は捕まっておりますが、つい先日、何といいますが、犯人を特定しないで起訴だけはしたと、こういう報道も出ております。そういうことを踏まえまして、きょう警察庁警備局長に来ていただいておりますが、その後の捜査の状況、あるいはこの不審船と関連があるのかないのか、わかる範囲でお答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人(漆間巖君) 御指摘の水中スクーターにつきましては、富山県警が十月十九日に被疑者不詳のまま出入国管理及び難民認定法に規定する不法入国の罪で検察庁に送致していると承知しております。

○谷林正昭君 大臣、そういうこともあるんです。本件は、捜査の結果、水中スクーターが発見された場所周辺の植生状況、植物の生育状況ですね、植生状況から、平成十一年十一月下旬ごろから翌十一年四月ごろの間に潜入したのではないかと推定ができるわけでありまして、平成十一年三月の能登半島沖不審船事案と関係している可能性も否定できないというふうに見ております。

訓練の実施状況というものを少しお聞かせいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(扇千景君) 今のマニユールをお答えする前にもう少し、先生がせっかく言つていただいたので、今、保安庁の長官の話のちよっと実績を認識いただければありがたいと思ひまして。

細かいことですけれども、少なくとも海上保安

庁、巡視船艇が三百五十六隻ございます。その中で二十年を超えた船艇数が、巡視船が百二十四のうちの七十一隻、そして巡視艇の二百三十二隻のうちの六十九隻と、四割が二十年を超えているというのが現状でございます。一般の船では一割しかございません。そういう意味で、老朽化しているとおっしゃったのはそのとおりでございます。航空機に至りましては、航空機が七十五機ございます。その中で二十五機が二十年を、耐用年数超過している。こういうことでございますので、予算時にはよろしくどうぞ願います。

それから、今、本質のお尋ねの自衛隊との共同

対処マニュアル、どういうものかとおっしゃいましたので、これ十一年の六月、先ほどから私申しましたように、能登半島沖の不審船におきまして閣僚会議でこれは決めたこととございますけれども、十一年の十二月に海上保安庁と自衛隊の間におきます共同対処マニュアルを制定いたしました。

これ四つございます。この共同マニュアルは、一つは不審船対処についての基本的な両方の考え方、これが一つでございます。二つ目には情報との連絡体制、これをどうしていくかということでございます。三つ目には海上警備行動発令前後にお

ける共同対処をいかにするかと、これが三つ目でございます。四つ目には共同訓練と。これを決めまして、発表いたしましたして、実行に移したと。

その共同対処マニュアルに基づきまして、海上保安庁と自衛隊とにおきまして、これまで防衛庁との迅速な情報連絡の実施、これは随時いたしております。そして、同マニュアルにおきます共同対処の訓練の実施は、平成十一年の十月に二回、

そして同年の十一月、そして平成十二年の九月、各一回、これをマニュアルに沿って実施をさせていただきました。また、海上保安庁の巡視船艇と自衛隊の艦艇等の間におきます情報交換の訓練も、これも現在随時行っているというのが現状でございます。

今後におきましても、マニュアルがあつてもということではないうちに、自衛隊との間におきまして定期的な相互の研修と情報交換及び共同訓練等を実施して、少なくともこの連携に努めてまいりたいと思つて実施しております。

○谷林正昭君 今ほど実施訓練の話が回数も含めて出されておりますが、私は新たな訓練も必要になつてきたのではないかと。例えば、テロに対する、弾薬、武器、爆弾を積んで船に、フェリーに体当たりをするとか、あるいはいろいろなことが想定をされます。ありとあらゆる想定を含めたやハリテロに対する、あるいは新たなそういうものに対する、犯罪に対する訓練というものもこの後必要になつてくるような気がいたします。

そこで、具体的な法案の中身に入っていくわけですが、入る前に、概念としてこれはわかつていようでも自分ではちよつとわからないものですが、保安庁長官にお聞きいたしますが、威嚇射撃、これは文字どおり読めばわかるわけですが、危害射撃、その違い、どこで判断するのか、これを少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(縄野克彦君) この法案の前提といたしまして、昭和二十二年に制定されました警察官職務執行法、私どもは警察機関でございますので、原則として武器の使用につきましては警職法七条によつて武器使用を行うことになっております。

御存じのように、警職法の武器使用は、犯人が逃亡する場合あるいは公務執行を、抑止する場合使用することができますが、ただし、人に危害を与えることができるような武器使用は正当防衛あるいは緊急避難あるいは重大凶悪犯罪の既遂犯であること等に限られておるわけでございます。

今回、私どもが改正を御提案申し上げましたのも、重大凶悪の犯罪の既遂ではなくて、その疑いがあるような船、これを立入検査してとめなければその確認ができないというこのために法改正をお願いしているわけでございます。

くどいようですが、結果的に人に危害を与えても刑事的に免責されるような要件での射撃を危害射撃と私ども承知しております。威嚇射撃というのは、これは主観的な判断でございますが、人に危害を最初から与えるつもりではなく、警告の意味を込めて射撃をするものを威嚇射撃と承知しているものでございます。

○谷林正昭君 念押しをしますが、危害射撃の法的根拠というのはあるんですか、ないんですか。○政府参考人(縄野克彦君) ただいま申し上げましたように、警職法七条のただし書きを逆から読みますと、警職法七条では次の場合以外は「人に危害を与えてはならない。」と書いてございますので、警職法七条に列挙されている正当防衛あるいは重大凶悪犯罪の既遂犯に対する対応は危害を与えても刑事的に免責をされるという意味で、つまり、職務として正当化されているという意味でそれを危害射撃というふうに言っておるものでございまして、私ども今回御提案申し上げておるのは、新たにそれに加えて、この四つの要件に当たつて海上保安庁長官が認定するものに対して撃つのも警職法の七条のただし書きの各号列記に加えて、これも危害射撃としてお認めいただきたいというところでございます。

○谷林正昭君 危害射撃の定義はわかりました。わかりましたが、法案にこれから入っていくわけでございますが、もう一つ法案に入る前にお聞きしたいんですが、能登半島沖の不審船の場合、とにかく追いかけたね。追いかけた。だけれども、最後はどこかの判断でそれ以上追うなという指令が出て、それ以上追いませんでした。国際法上もいろいろあるのかと思ひますけれども、どこまでも追いかける権利というのはあるのではないかと。思ひますし、一方では、

今の日本の考え方の中で、どこで追うなというのが出るのか。そういうものがありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(縄野克彦君) 国連海洋法条約百十一条によりまして国際法上認められております沿岸国の権利、これは領海で船舶の追跡を開始した場合には、中断されない限り引き続き公海、公の海まで追跡し、その国の法令を適用することができるといふことになっております。

不審船のような事案、こういう場合にも私どもはこの国際法上の原則にのつとめて、私どもの領海で今回の事態、今回想定しておりますような事態、つまり私どもの立入検査、停船命令の指示を無視して航行するというような船が発生し、それが私どもの領海で発生をした場合には追跡して、公海においても私どもの法令を適用して、私どもが職務を執行することができるといふふうに考えております。

それ以外の制約、委員のお尋ねの中にあります。たどこで打ち切るかということにつきましては、外交的な判断あるいは軍事防衛上の判断、そういうものは別途あるかと思ひますが、海洋法条約によります追跡権については以上のとおりでございます。

○谷林正昭君 わかりました。それでは、法案について具体的に質問をさせていただきます。

大臣が冒頭おっしゃいましたように、慎重に検討しながらこの法律をつくつた、出した、こういうふうにおっしゃいました。私もそういうふうにお聞きしましたし、これはこれまでになかった性格の法律である。先ほど長官がおっしゃいましたように、警察の危害射撃とはまた違った意味の、それにプラスして新しいものをつくるということであると私は思ひますので、怪しいものは撃つてもいいという法律だと私は理解しております。相手が抵抗も何もしない、逃げるだけ、逃げるだけの相手に対して撃つということでありますから、捕まえてみなければ怪しいかどうかかわらない。しか

し、怪しいから逃げるんだ、怪しいから逃げるんだからそれとなくとめるために撃つ、こういう法律だといふふうには私は理解をしております。そうなりますと、まずこの四要件、保安庁長官が決断を下す四要件、無害通航でない航行の見きわめ、あるいは他の三つの要件、これは船に乗つて初めてわかることではないかな。無害通航でない航行は、横から見て後方から見ていて空から見ていてわかると思ひます。しかし、残りの三要件は、捕まえてみて初めてみて入つてみて初めてわかる要件ではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(縄野克彦君) この要件につきましては、私どもとしては、まず総論的に申し上げますと、逃げていくだけの船でも、先ほどから申し上げておりますように、重大凶悪な犯罪のおそれ、それを繰り返すおそれ、そういうものがあるということ、先ほど大臣が申し上げましたように、立入検査をして確認しなければこれを確認、予防できない、そのほか手がないということ念頭に置いてこの要件を御提案申し上げていこうでございます。

第一の要件は、日本船舶以外の船舶が我が国の内水または領海において我が国の平和、秩序、安全を害する行動をとっていると認められる行動でございます。例えば能登半島の不審船事案のようなケースでございます。日本船舶を偽装しております。あの二隻は、御承知のように実在しない船、あるいはほかで漁をしていた船、それを偽装しております。これが臨時に私どもの検査でわかつたわけでありますけれども、そういう船舶が荒天、天気が荒いのを避けるというような理由がない、正当な理由がないのに領海内で徘徊をしておりました。重ねて海上保安庁の立入検査を拒んで逃走をいたしました。これは第一号に当たるというふうにお聞きしております。

それから、第二号は、不法な活動のために特別に建造され、改造された船舶と考えられる。これは、船舶の外観や関連情報から見えて繰り返しておそ

れがあると認められることでございます。これは船名の偽装がありましたことは先ほど申し上げたとおりでございますし、異常な高速で逃走するといふようなことも見られました。過去の不審船事案から見まして、これは工作活動を目的とした船舶と判断することができるといふふうに考えております。

三番目の要件は、現在及び過去の情報から見て、当該船舶の重大凶悪犯罪への関与の疑いを排除し切れないうふうな認められる場合でございますけれども、これも過去における日本人拉致容疑事案についてのいふような蓄積がされた情報、それから先ほど申しました船名の偽装、アンテナが林立している、その他の特徴から、過去に私どもが認知をした工作船と同じではないかといふふうに該当いたします、少なくともその疑いがあるといふことでございます。

第四の要件は、冒頭に申し上げましたように、その場で停船させ立入検査をすることが不可欠である、そうしなければ犯罪の防止ができない、それ以外に手がないう。これは海上の特殊性として、領海の外に向かって逃げられればこれを確認することができなくなってしまう、そういうことを念頭に置いてつくられた要件でございまして、そういう四つの要件につきまして、私どもとしましては二年前の船はこれに該当すると考えておりますし、今申し上げましたような要件が、一つは現場での外観、その行動、そういうものからわかりやすく、一方で他の船の船名を偽装しているかどうか、あるいは過去のいふような船との整合性、該当するかどうかといふことについては現場でわかるようにもしたいわけでありましても、関係機関との情報公開、先ほどお話にも出ました情報の共有によりまして、本庁においてより充実した情報の蓄積を行っております。それを瞬時に判断をいたしまして、それに該当するといふ判断をすることが最も適切な判断の仕方かなという意味でこのように要件にしたわけでございます。

○谷林正昭君 能登半島沖不審船に当てはめたら

というふうな説明の仕方だったといふふうに思います。これから起きるということに関しては全く何の参考にもならないではないかなといふふうに私は今聞いて思いました。

例えば、じゃ、具体的に聞きます。国籍不明の船がどこかにいると。待てと言って追いかけた。しかし、逃げた。とまらない。最終的には威嚇射撃してもとまらない。しかし、長官の判断で危害射撃を行った。人がそこで何名か死んだ。ところが、捕まえてみると、それは麻薬の取引に来ていた船であつたという場合は、その法律、いわゆる人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却されることになるのかどうか、具体的にお聞きします。

○政府参考人(縄野克彦君) 御指摘のような船が私どもの現場あるいは私どもの本庁に蓄積された情報から見ても重大凶悪犯罪の準備のために、例えば不審船の場合は拉致でございすけれども、テロ活動の下見といふような準備、そういうものであるといふような情報が私どもとして、この条文の言葉で言いますと、「疑いを払拭することができない」ということであるなどのことから、これに該当すると私どもが判断をしまして危害射撃をした結果、先生がおっしゃるように、委員がおっしゃるように、それは単なる麻薬密輸船であつたといふことになりますと、結果的にはこの要件で言う重大凶悪犯罪ではなかったのかもしれないが、疑いがある、払拭できないという私どもの判断は結果だけで判断されるということではなくて、事後的に単に麻薬密輸船であつたことが判明したとしても、私どもがそのように判断するに足る理由があるといふふうに仮に司法の場で争われた場合に、結果が麻薬密輸船であつたから必ず違法になるというのではないといふふうに、政府部内での検討の結果、この四要件については解釈をしておるところでございます。

○谷林正昭君 よくわかりませんね。この阻却されるということになるんですか、されないといふことになるんですか。

○政府参考人(縄野克彦君) 先ほど申し上げましたように、四つの要件に該当したと判断して私どもが危害射撃をして、結果的に密輸船だけであつた、密輸だけの船であつたといふことであつて、その四要件に該当するといふことの判断、これはもし委員のおっしゃるような想定であれば最終的には司法の場でその判断の正当性を争われることになるかもしれない。これは外国で過去にも例がございす。そのときに、その判断が正当であつた、その疑いを持たせるような外観なり行動をしたといふことについて正当性があると認められれば、仮に結果的に密輸船であつても刑事処罰性、その違法性は阻却されるというのが政府としての解釈として御提案をしているわけでございす。

○谷林正昭君 解釈ですか。済みません。じゃ、大臣。

○国務大臣(扇千景君) 今、先生の事例の話ですが、けれども、少なくとも私は、先ほど海上保安庁長官が言いました第一号の事案にこれは入るわけでございます。それは秩序または安全を害する行動をとつたと認められるという第一号に、麻薬といふもの、密輸なんですから、これは少なくとも第一号の秩序と安全を乱すという、これはきちんとしておられます。それに当てはまりますし、私は阻却されると思っております。

○委員長(北澤俊美君) 委員長からちよつと一言申し上げます。

大臣と海上保安庁長官の答弁は食い違つておるようには思われまうので、ちよつと協議してください。

○谷林正昭君 大臣は今一項目、要は無害通航のような格好、それから推測で麻薬取引を捕まえてみて初めて麻薬取引といふことをおっしゃつた。私もそういうふうになつておるんですね。だから、これは重大な犯罪だから阻却されるという。長官がおっしゃっているのはそうじゃないと私は理解しております。四要件全部そろつていふから撃つんだと、こういうふうにおっしゃつていますね。違いますね。

うに、この要件は四つすべてについて該当するといふことが要件でございす。大臣が申し上げたのは、少なくとも第一の要件には該当するといふことを申し上げたといふことでございす。

○谷林正昭君 じゃ、もつとわかりやすい事例を挙げさせていただきます。

漁船の場合、外国の漁船、これはわかる。外国の、日本船籍ではないといふことがわかつたといふ。それが密漁してゐます。明らかに漁をしてゐるといふことがわかつておられますし、網も積んでおられます。その船が、密漁なものですから、待てと言つたら困つたと言つて逃げます。それをとめに入ります。だけれども、また逃げます。恐らく逃げ切れないうと思ひますけれども、たとえ。そういった場合はとめにやならぬと言つて撃ちます。(撃たないですよ)と呼ぶ者あり) いや、撃たないと思ひますよ。撃たないと思ひますが、だけれども、今の例でいきますと撃つても構わぬといふような話になりますから、じゃ、それはどうですか。もし撃つた場合に、明らかに密漁だけだつたといふことがわかつた場合は阻却されますか、されませんか。

○政府参考人(縄野克彦君) 明らかに、もう一〇〇%明らかに密漁である。例えば、小さな船で、船が船頭さん一人でアワビが満載してある、それ以外何も見えないといふような船に対して撃つかといふと、今回の法改正はそれは想定をしております。

ただ、一方において、漁船を装いつながら、例えば、これは繰り返すになりますが、テロの準備をしているのではないかといふような疑いのある事象が私どもとして判断できる、そのことが最終的に正当化されるようなものであれば、私どもは撃つ可能性はございす。それは、単に見かけが漁船であるかどうかといふことではないといふふうに思ひます。

もう一点、最初に申し上げましたように、ではなぜ明らかな密漁は撃たないのかといふことでございすけれども、これは政府の中で、先ほどお

尋ねられましたように、検討として長い時間がかった一つの理由でございますが、やはり日本の警職法の七条には警察比喩の原則、つまり危害を与えても守るべき公益は何かという観点から、単なる密漁と重大凶悪な犯罪というものを峻別したわけでございます。

○谷林正昭君 密漁のふりをして、ふりをしてという言葉はちょっと私抜けましたけれども、もう密漁のふりをして情報収集あるいは何かを、人を、工作員を回収する、あるいは工作員を放す、そういうようなことも想定されますね。

私の言いたいのは、情報収集が先にしっかりとしたものがある初めてこの法律の適用だとかあるいは海上保安庁の判断だとか決断だとかというものが出てくるというふうな理解をしております。だから、現象、見た目だけでこの法律を適用されるから、射撃をして、危害射撃をしてもいいんだというようなことになったら大変だと思いいでちよつとしく質問をさせていただいたわけでございます。

先ほども言いましたように、危うい法律というのは私はそこだと思ふんです。しっかりと情報収集としっかりした情報分析、その上に立つて不審船をとめる、威嚇する、そして射撃せざるを得ない、こういう決断が出てくるんではないかと思つたものですから、少ししっかりと考えた方をしておいていただきたいというふうに思つたものですから、こういう質問をさせていただきまし

た。

それではもう一つ伺います。
停船手段としていろいろあるというふうに思いますが、とまれと言つてとまる船もおれば、とまれと言つてもとまらない船もある。回り込んで進路妨害をしてとめる、そういうやり方とか、いろいろな方法がマニュアルであると思いますが、この危害射撃はどういう段階で行うのか、これを聞かせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(縄野克彦君) もちろん、私どもとしましては、この危害射撃を優先して使用する、

言葉はちよつとあれでございますが、そういうことではなくて、先ほどの法文の解釈でも、停船をさせるためにほか手段がない、そういう判断のもとに用いたいというふうに思つております。ですから、通常考える停船のための指示の方法としましては、警告のためのいろんな信号、通信、それから発煙筒、放水、さらには船を近づけて強行接舷させる、それで飛び移る、これは漁船についてはやつておられますけれども、そういういろんな停船の仕方がございます。これらを講じてても停船を拒否するというのが通常考えられる場合でございますが、今申し上げましたのは、いろんな事態によつて違つてくると思ひます。

私どもとしましては、ほかに手段がないという判断をしてこの危害射撃を行うつもりでございますけれども、常に今私が申し上げましたような手段をすべて講じてからやるのかというのは、そのときの状況によるのではないかとこのように思つております。

○谷林正昭君 四つの要件をまず見きわめなければならぬ。その前にはしっかりと情報収集がなければならぬ。そして、立入検査のためにとめに入る、しかし逃げる、やむを得ず撃つという、そしてその撃つ判断は長官が行う。どうもそこに出てくるのは、そういううまく長官の判断が生かされるのかどうか。初めからこういう場合は撃つてもいいよと、例えば警察が正当防衛の場合はいろんなそういう法律で、あるいは現場の判断で武器を使用というのはあるというふうに思ひます。

今の場合でいくと、現場には全くその判断はゆ

だねられていないのかどうか、お聞きします。
○政府参考人(縄野克彦君) いろんな通信情報手段は発達しておりますが、基本的に、最終的にその船の外観とか行動というものを、そういう事象を把握して私どもにその情報を寄せるのは現場でございます。ですから、それぞれの要件、先ほど私申し上げましたような一号に該当するような具体的な事象、そういうものを的確に把握して、そ

れに該当している、例えば親子船の構造になつておつて後から小舟が出るような構造に明らかになつていてというようなこと、それからアンテナが林立している、そういう具体的な事象について現場がすべて判断をして私どもにそれを寄せてくる。それを中央で持つてくる情報と突き合わせて瞬時に判断をする、こういうことでございます。

○谷林正昭君 恐らく、今、長官が想定をされてる不審船というのはどこかの国のものというふうに判断できますね。そうしたら、国のものということになれば、その国、つかまえて危害を与えたりすれば、当然、国と国との話し合いになる。そういうふうな思ひます。そういうときに、失礼ですが、一長官の判断で危害を加えるような射撃を判断できるのかどうか、一方ではそういうふう

ただ、海上保安庁は警察行為でございますので、海上自衛隊が撃つた場合とは事態は全然違ふ、このように思つております。
○谷林正昭君 今、副大臣がおっしゃいました最後の言葉に逃げ道があるんじゃないかというふうには私は思つたんです。
というのは、国と国とのトラブルにならないように警察の長に責任をとらせるといふのは、失礼ですが、その人の判断でこの行為をやつたんだというふうにするために、保安庁長官の判断だということでは法律をつくれれば逃げられるのじゃないかというふうな部分が見え隠れするんですが、そういうことではないですか。
○政府参考人(縄野克彦君) 自身から言うのはあれでございますが、海上保安庁長官にした理由は、先生が先ほどもおっしゃいましたような外交問題にかかわるおそれがあるということも念頭に置いて、現場だけの判断ではなくて、私も、それは現場を預かる組織の長ではございますが、政府の幹部職員であるというふうに思つております。

さらに、その現場の状況はリアルタイムで保安庁本庁の危機管理室で画像をもつて現場と同時に長官はそれを見ておるわけであります。一方で、管区本部、外務省、警察庁、海上自衛隊等からの情報もあわせ本庁では得ておるわけであります。そして、そうした中で長官が最終的な判断をおろすというところでございます。

そのような判断も瞬時に行ひ得て、外交についても念頭に置いて、もちろん実際には官邸なり外務省と連絡をとつて必要な得られる限りの情報交換はいたすわけでありますけれども、そういう判断のできる者が、あるいはそういう立場にいる者が判断、認定をすべきではないかというのがこの案の考え方のもとになつてゐるわけでござい

したがって、今、先生おっしゃいましたように、外国船を想定しておるのではないかとこのように、御指摘がございました。確かに、外国船であることは、外国船が不審な行動をするということとは非

○谷林正昭君 これ以上深く追及はしませんが、より慎重にやらなければならぬというのが私の考えでございます。

常にはこの工作船なる不審船に該当する場合が多いとは思ひますけれども、先日の富山沖の不審船も日本船名をそのまま使つての工作船であつたわけでありまして、我々はそうした先人親にとらわれることなく、十分な情報を得て長官が判断をする、そのことは大変重要なことだと思つております。まして外国船であれば、御指摘のように大変重大な問題を引き起こすわけであります。

次に、今想定されているのは領海の外へ逃げようとする船、これが想定されてこういう話が組み立てられてゐるというふうに思ひます。一方で、私、今考えたのは、思つたのは、領海の外へ逃げないで逆に陸に逃げてくるということになつた場合は、当然警察との連携というものが情報収集も含めて大事だと思ひますし、当然そういう話はされるというふうに思ひますが、警察との連携につ

いて、そういう事案が起きたときの連携についてマニュアル、あるいは陸に逃げる、上陸する、そういうことについての対策をお聞かせいただきたいと思っています。

○政府参考人(堀野克彦君) 先ほど自衛隊との連携についてはお話し申し上げましたが、おっしゃるとおりでございます。水中スクーターの事例もそうでございますが、必ず陸に何らかの痕跡もありませんし、先生今おっしゃられましたように、陸へ逃亡するという可能性もあるわけでございます。さらに言えば、陸に何かの足がかりがあるということでございますから、情報につきましては、私どもとしましては瞬時に、常日ごろから警察との間で情報を共有する、そのような事態が起きたときにも事態の進展にあわせて警察と常に同じ情報を持ち合うということを行っております。

これは、不審船事案に限らずで、不審船の問題も含めまして、今、海上で起きている犯罪は多くのものが組織犯罪でございます。そのような組織犯罪を根っこから解明をし抑止するためにはその組織にメスを入れなければならないわけでございまして、海上保安庁にそのような能力がないわけではございませんけれども、より広い体制と情報を持つておりますのは陸の警察でございます。そのような警察と連携をするのは、不審船に限らず密輸、密航につきましても同じでございます。そのような連携の体制を私どもとしてはお互いに今大きく進めておるところでございます。現場においてもそのような体制、意識の変化ができていくというふうに考えております。

○谷林正昭君 今後の懸念される状況としてはそういうものがあるのではないかなというふうに思います。

次に、船で船をとめるという想定を今しながら話をさせていただきまして。今度は航空機。船で間に合わないといったときに航空機が、武器を搭載した航空機、今、保安庁にあるのかどうか私わかりませんが、航空機から射撃をして、そしてその船をとめざるを得ない状況になって射撃

をした、そういう場合はこの法律が適用されるのかどうか、含めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(堀野克彦君) 今回、御提案をしております武器使用の法的な根拠につきましては海上保安官の武器使用について規定したものでございまして、船に限定をするものではなくて、航空機に搭乗する海上保安官の武器使用についても適用されるものでございます。

私どもの航空機から武器を使用するということは、海上保安庁法によっても武器を搭載して、あるいは搭乗する海上保安官が携帯用の武器を使用し、いずれの場合も可能になっております。少なくとも航空機に搭乗いたします海上保安官が携帯武器で対応することは私どもとしては現時点においても考えております。

具体的な武器の搭載の状況につきましては、大変申しわけありませんけれどもお答えを、説明を控えていただきたいと思いますけれども、航空機に固定して武器を搭載するか、海上保安官が携帯をして、武器を持ち込んで武器を使用するか、いずれも可能であるというふうに考えております。

○谷林正昭君 航空機から発射されたものも、あるいは航空機に乗った人が撃ったものもこの法律に適用するというところで確認をさせていただきます。

次に、先ほど追跡権の話をしていただきました。そうなるべくと、この状況でございます。どこまでも追跡をする、なかなか射撃をやりにくいということになった場合、だけれども仕方なしに危害射撃をしなきゃならぬといったときに、どこで撃つてもいいのか、領海外でもいいのか、領海内でもないか、その辺がこの法律との兼ね合いはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(堀野克彦君) 今回、御提案申し上げております改正案の二十条の二項の適用は、対象船舶が我が国の内水または領海を航行している

場合に限定をされております。

ただ、私どもの内水、領海で発見した不審船について、先ほど話が出ましたが、国連海洋法条約に基づきまして追跡権を行使する、そういう結果として、追跡権を行使した結果、接続水域、排他的経済水域、あるいは公海上に至ることとなった場合に、私どもの領海の中で発見した不審船を追跡した結果、例えば公海上に至った場合には、この二十条の二項の適用は可能だというふうに考えております。

○谷林正昭君 公海上でも可能だ、この法律が適用されるというふうな判断でよろしいんですね。それでは、終わりの方に参りまして、時間がちよつとあるものですからもう少し議論をさせていただきます。先ほど、最終判断は長官が行つて、危害射撃の号令を出す、こういう話でございます。しかし、それまでに至るまではいろんな情報収集とかいろいろな場面を見ながら判断ということになるわけでございますが、私の考えではどうしても長官の判断というのが危うい、失礼ですが、やっぱりもつと責任ある方の判断が必要ではないか。

国土交通大臣あるいは内閣危機管理室というのはどういう位置づけになるのか私わかりませんが、そういうところの判断、そういうようなことにしたらどうかというふうなことも思つたりもするんですが、そこあたりもう少し説明していただけないでしょうか。

○国務大臣(舩岡千景君) 先生の御懸念も私はごくもつともであらうと思ひます。少なくとも私どもは、海上保安庁長官は一番私はこのことに関しては精通していると思つておりますし、とにかくぜひ一度おいでいただきたいと思うところがござい

ます。それは、八月の三十一日でございますけれども、海上保安庁の危機管理センターというものを改修いたしました。それで今、先生が御心配のうちに、もしも事案が出たときにはその画像が全部このセンターに集まることになっております。

大変スクリーンが大きくて、なおかつ各方面からの映像が全部リアルタイムで画像に映ることになっております。これがやつと本年の八月三十一日にできまして、我が庁の中にこのセンターが開設いたしました。

ぜひ私は来ていただきたいと思うんですけども、そういう意味で先生が今御懸念がございました船舶の外観等を、現場で得られる情報をこの画像一面に送信することによりまして、多くのメンバーがそこに集まりまして、海上保安庁本庁、あるいは関係機関の専門家等々がリアルタイムで映像を判断し、過去のデータもそこで一元化して全部わかるようになっておりますので、そこで判断するということには海上保安庁長官が一番私は適切な判断ができると思っております。

けれども、これは少なくとも、もしも何かあったときには国土交通大臣が全責任を負うことはこれは当然ではございますけれども、現場の判断としては、本庁にあります海上保安庁危機管理センターともども情報を収集し、なおかつ専門家の判断を仰ぎながら、海上保安庁長官が専門家として判断するのが一番正しいと思ひますので、ぜひ委員長初め皆さん方の御見学をお願いしておきます。

○谷林正昭君 そういう立派な施設ができたということを知りなかつたものですから、認識不足でございました。ぜひこのメンバーを大臣の名前で招待をしていただければ行きやすいというふうに思ひますが、ひとつよろしくお願いいたします。やっぱそういうものを見て、できればこんな議論もしなきゃならぬのではないかなというふうに私は今、大臣のお言葉を聞いて思ひました。ぜひ招待をしていただきたいと思います。

いろいろ議論をしまいたしたけれども、私はやっぱり冒頭申し上げましたとおり、四方を海に囲まれた日本、まさに領海警備が国境警備、こういうことを念頭に置くならば、法律というものはこれは当然大切でございますが、そういう不審船に対応できる能力をしつかり持つことが私は大

事だというふうに思いますし、それを今持つ準備をしているということにもなりませんが、先ほど聞きましたように、まだ巡視船が七十一隻、巡視艇が六十九隻、航空機が二十五機、こういうものが二十年以上たつて非常に現代の状況に対応できるかできないかわからないようなことでは、私は領海警備は国境警備という言葉に当てはまらないというふうに実は思います。

そういう意味では、不審船の事故以来、特に北陸の皆さんは何かそういう工員がどんだん上陸しているんじゃないかという、そういう心配があるものを払拭できないというふうに思いますし、今こういうふうにしつかりした法案審議をさせていただくならば、成立したということになれば、それがこういうテロ対策あるいはテロの抑止力につながると思いますし、そういう工員が入ってくる、あるいは情報収集、違法である、そういう抑止力にも私はなるのではないかなというふうに思っております。

一方では、大臣も懸念されておりますし私も心配している、怪しいだけで撃つというこの危うさ、この法律の危うさというものを十分に、執行する人たちの気持ちというのも大事になってくるのではないかな、よほどの情報収集をしつかりやっていかなければならないのではないかなというふうに思いますし、一方では、現行法でそういう不審船を仮にとめたとしても、仮にとめたとしてもどういう法律で罰することができるのかといったら、余り罰する法律はないですね。外国船ということになればいろんなものがあるかも知れませんが、立入検査をしたときに漁業法の適用だとか、あるいは関税法の適用だとか、あるいは書類の提出命令でそれを拒否したらどうのこうのとか。この程度の現行法でしかないということになれば、私はこの機会ということではなくて、領海警備は国境警備ということを念頭に置くならば、領海を侵犯した場合に、しつかりと捕まえたときに裁判にかけられる、あるいは罰せられる、国際法にも何らやましいところはないというふうな、そういう

う領海侵犯したときの法律整備というものが今後検討するべきではないか。

今、通告してありませんので、どうですかというのを聞くのはやめなければ、私はこの機会にといいますか、こういうときにこそまさに領海侵犯に対する法整備をやるべきだというふうに思っていることを最後に申し上げまして、もし大臣、御所見があればお聞かせいただきながら、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣(岡田景君) 大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

私もこれで万全を期したとは思っておりませんけれども、なお私も、今、先生が冒頭におっしゃいました「愛します 守ります 日本の海」この信念のもとにやっていたいと思っておりますし、また今法令の話をなさいましたけれども、国連の海洋法の条約等々でも、これも沿岸国すべて無害でない通航を防止するための自国の領海においての必要な処置をとることが可能であるという国連の海洋法条約もございますし、また主要国におきましては、先生が今おっしゃいました漁業法とかあるいは関税法等々のそれぞれの国の法令によつて行っているのは、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア等々がございます。また、領海法の中でも少なくとも国境法というふうな、無害でない航行を取り締まるためのもの立法処置をしている国というの、これもロシアですとか中国とかフランス、韓国等々がございます。

ですから、今、先生がおっしゃいました各法律によつてできるものと、また海上保安庁自身が今回の改正によつて皆さん方にこれを通していただければ、なおこの各法案の連携と、なおかつ冒頭に申しました自衛隊、警察、そして海上保安庁としての連携を密にし、しかもマニュアルをつくつて、そのマニュアルの実施というのにも既に先ほど申しましたように何回もしておりますけれども、念には念を入れて、また今回は海上保安庁危機管理センターにおきましては、いつかのナホトカ号の油の流出というふうなこともございました

ので、それも今回はできるように新しい船もつくつていただきましたので、そういうことも含めて、あらゆる危機管理というものの海上保安庁としての職責を果たすために、今後なお法の達成のためにマニュアルどおり練習する、訓練するというところで国民の安全、安心を守る一助にし、そして皆さん方の今後もお知恵をいただきながら改良、改善していきたく思っております。

○谷林正昭君 終わります。

○弘友和夫君 公明党の弘友和夫でございますけれども、私も幾つか質問を用意しておりましたが、先ほどの議論をお聞きしまして、多少変わるところがあると思しますので、よろしく。

〔委員長退席、理事藤井俊男君着席〕

今、海上保安庁という役所は非常に、例えば警察であるとか消防であるとかそういうものと、非常に私たちがなじみがなかなかないというか、接点が少ないものですから、私もたまに海上保安庁を応援するというか、後援する会みたいなものを出させていただきますけれども、本当に大変な苦勞をされているというのをよく感じるんですよ。

先ほど「愛します 守ります 日本の海」と書いてある海上保安レポートというのがありますけれども、これを改めて見まして、非常に守備範囲が広い、海上保安庁。例えば、治安の維持、海上交通の安全確保、海難救助、海上防災、海洋環境の保全等ありますし、例えば平成十二年度、八千三百三十人の遭難者に対して救助活動を行つて、七千三百六十四人を救助されているとか、それから四百九十キロの覚せい剤、また百六丁の銃砲、千三百三十一発の実包を押収するとか、東海地方での豪雨によつて浸水した町では孤立した百四名の住民の方を救助と、いろいろな分野にわたつて苦勞されている。そして、その守備範囲というのは日本の国土の約三十六倍だということですね。

しかも、警察職員は二十六万七千五百九十九人いる。それに対して海上保安庁、女性職員も含めて一万二千二百四十九人、約二十二分の一。二十分の一でこの日本の国土の三十六倍にわたるこ

の海域をいろいろな分野でやらないといけないと。

これと一緒にしておりますCD-ROMというのを見ました。それは停船をさせるときに、これは波の物すごく高い中で、もう三メートルか四メートル、相当のところから飛び込んで職員の方が向こうの船に乗り移るわけですよ。そういう危険な職務を行っているということを本場に私たちは認識を新たに、さっきの危機管理センターの話じゃありませんけれども、よく我々も勉強したいといけませんじゃないかなと、こう思うんですけれども。

たまたま、きのうの連合審査で自衛隊がパキスタンに物資を運んだ、もう命がけで行っている。確かに命がけかもしれませんけれども、しかしパキスタンは民間航空機も飛んでいるようなところですから、まだいまだに。それで六千円の手当がついているわけですよ。六千円じゃ少ないじゃないか、命がけでという話がありました。

じゃ、これだけの大変な勤務をしていてどれだけの手当がついているか、ちよつと急で申しわけないんですけども、わかれば。

○政府参考人(堀野克彦君) 私どもも公務員として、海上保安官には危険な作業を伴ういわゆる特殊勤務手当というものが現在も手当てをされております。例えば、これが例がいいかどうかでございしますが、爆発物処理でございまして一日二千六百円ということになっております。

こういう危険な作業はどんなものがあるかということにつきましては、適宜見直しをしております。今お話をしておりますような船対船あるいは航空機対船で射撃を行うというような業務につきましても、手当のあり方について今私どもとしての要望もしております。

○弘友和夫君 私がちよつと今持っている資料では、特殊勤務手当、テロ関連手当などと書いておるんですけども、例えばサリン等の特殊危険物質、そういう被害の危険がある区域内で行う作業、これ一日二百五十円。一日二百五十円、区域内で。

そして、その物質の処理作業は二千六百円と、こうなっておるわけね。その区域内で作業をする、それは二百五十円。

先ほど来挙がっている水上等の作業手当、停船命令に従わず逃走する動力船の捜索等を行うために当該動力船に飛び移る作業、これ九百円なんですよ。あれを見ましたら、CD-ROM、本当に危険な作業をやっている。私はこういう作業を果たして反対に言えやうな方がいいのか。停船をさせて飛び移る。向こうも動いている、こっちも動いているわけですから、しかも三メートルも四メートルも高いところからどんどん飛び移ってやっているわけですよ。

果たしてこういう作業、作業というか仕事、仕事を使命感があるからやりますけれども、片一方では命がけで行っているという、パキスタンに行つて物資を運んで六千円。手当がどうこうじゃありませんけれども、日常的にやられているわけですよ、海上保安庁の皆さんは。その認識がやはり大事だと思ひますけれども、まず大臣でも副大臣でも結構ですけれども、そういう状況についてちょっと御意見を承りたい。

○国務大臣(岡田豊彦) 弘友先生には改めて海上保安庁に御理解をお示しいただき、認識を新たにしたい。いかに日ごろ海上保安庁職員が訓練をし、なおかつ先ほどから申しております皆さんのこの日本の国の国土の三十六倍とおっしゃいましたこの領域をいかに守るかということに精通し、なお努力し訓練しているかということに御理解いただいたことに、まず心から御礼を申し上げたいと思ひますし、またこういう法案を審議していただくときに、それを基本にして皆さんの御認識が深まれば、職員に何よりの私はあります、そして勇氣百倍になることであらうと思ひます。

こういう機会、海上保安庁のことだけを審議するということ機会がなかなかございませんで、いつも割合、この間の連合審査でも海上保安庁に対する質問というのはほとんどなきがごときということ

になつておりますけれども、きょうはこうして貴重なお時間に海上保安庁の今回の改正案を契機として皆さん方に御審議いただけることに對して心から私は御礼を申し上げたいと思ひますし、この現実を知つていただくこと。私は、自衛隊の訓練で船から船に移るハイレイン作戦というのの自分で体験したこともございますけれども、それは静かな波で大きな船から小さい船に移り移つたんですけれども、見ていただいたCD-ROMによりまして、本当に波が高い。特に、なぜ日本海にこれほど三隻の船をしているかということ、本当に日本海は波が荒い、そしてしけるということ、一番ねらわれやすい、その嵐の中をくぐつて入つてくるわけですから。

ですから、それをやっていることをぜひ皆さん方も御認識いただいて、この金額が安いと思つていただけるほどの精勵をしているということとをぜひ御理解いただきたい。感謝申し上げたいと思ひます。

○弘友和夫君 それで、先ほど来、谷林先生も御指摘ありました。私、同じ疑問なんです、ちよつと違う角度からお聞きしたいなと思ひのは、今回のこの法案、これで果たして機能するのかなと思ひは一緒なんです。

例えば、今まで海上保安庁というのは銃撃をしないということをおもてられていたわけなんです、どこから。この間、テレビでやっておりましたよ、密漁船が体当たりをしてきて、包丁も投げつけておりましたよ。だけれども、銃撃ができない。銃撃をしない、そしてそれをかわせば一晩百万円ぐらいの水揚げになるといふようなことで、とにかくそれは。その銃撃をしないという、これは先ほど来警職法によりまして、そういうぶつつかつてくる船とかなんとかいうのは一応威嚇射撃なんなりしていいといふふうになつていくわけですよ。

それを今まで、例えば海上保安庁の例として、ここ十年間でもいいですけれども、そういう威嚇射撃等を行ったことがありませんか。
○政府参考人(綱野克彦君) 海上保安庁による武

器の実際の使用例でございます。先ほどの不審船もこれは威嚇射撃をしたわけでございます。このほかに犯人の逮捕、逃走の防止でありますとかのためにけん銃を射撃した事例が三件、小銃等を相手に向けて構えることによつて抵抗の排除をしたものがございまして。それから、実際に武器による射撃をした事例は、昭和二十八年にソ連のスパイ船に對して射撃を実施しております。

合わせますと、武器を実際に発射した、威嚇射撃も含めまして事例が五件、武器を擬して、つまり構えて威嚇をして鎮圧をした事例が四件ということでございます。

○弘友和夫君 昭和二十八年以来そういうことをやっていないということで、私は武器の使用はそれは慎重であるべきだというのはよくわかるんです。だけれども、全然使わない、撃ちもしない、威嚇もしない、当たらないわけですから、それもしないから停船もしない、速度の速い船で逃げるという、先ほど領海警護は国境警備だと言われているが、まさしく私そのとおりで思ふんです。だから、不審船だけではなくいろいろな、テロなんというのは不審なような状況では来ないわけでしょう。当たり前の船のような格好で来るわけですから、それがテロじゃないですか。見てわかる。四つの条件を云々ということにならないと思ふんです。

だから、じゃ、今現在、海上保安庁でそういう被疑船舶を停船させるための手段というのはどうなつていくか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(綱野克彦君) まず、停船の手段の前に、テロのような事態に、警職法の七条で明らかにすることは、向こうがテロをしようとして突つ込んでくる場合、これは正当防衛として撃つことができる、そのことはあらかじめ申し上げたいと思ひます。

それで、そうでない、正当防衛でも凶悪犯罪の既遂でもない場合に、今までは危害射撃はできなかったわけでございます。今お話しした密漁船なんかも含めまして、どうやって船をとめるかという

ことでございましてけれども、当然、繰り返し停船命令を発します。それから警告弾を投てきをいたします。それから放水をいたします。それから、先ほどお話しにございましたように、強行接舷をして保安官が飛び移りをする、いろいろな手段がございます。

私どもは、警職法の規定、いろいろな御議論を経て警察官の武器使用ということでできた法律でございます。できるだけ、つまり警察比例の原則といひますか、人の命、危害に値するような保護法益は何かということを考えて、議員おっしゃるように、国際的に見れば慎重な武器使用をしてきたといふふうを考えております。

○弘友和夫君 だから、今まで要するに停船勧告をしていろいろやつても聞かない、もう日本の海上保安庁は撃たないという、大体みんな思つていられるわけですから、素直にとまらないうわけですよ。それを体当たりするか何かでとめないといけない、そして、ああいう危険な状態で乗り移らないといけない、そこが問題じゃないかな。

射撃をするには別に、何かやはり相手をとめさせる強力な方法とか、何かそういうことは研究をされておりますか。

○政府参考人(綱野克彦君) 一昨年の不審船の教訓・反省の際にも私も、防衛庁も含めてでございますが、武器を使用すること以外に相手停船をさせる手段がないのかということが課題としてありまして、私どもとしても勉強はいたしました。その当時言われておりますのは、いろいろなものを、ロープでありますとか網というふうなものを投げたらどうかというふうなこともあつたようでありまして、現時点におきまして、武器の使用以上に、あるいは武器の使用ほど確実に相手停船をさせるという手段を現時点で見出すことはできないといふふうな考えております。

○弘友和夫君 この四項目に全部該当しなければ、大体危害射撃といつたつて、それをねらつて撃つわけじゃないんですから、たまたま当たつてもそれは法的に殺人罪とかなんとなりにません

よという今回の法律でしょう。人をねらって撃つわけじゃないんですよ、これは。たまたま当たったときに、今までの法のままだったらそういうあれ問われるからという意味だと思ふんですよ。

この四つを本当にどう考えても、四つ全部該当して云々という話には——というの、私は、ちよつときよう法制局に来てもらわなかったからあれですけども、法制局がこれだめですよと言ふんであれば、これはまさしくちよつとおかしいなと思つてゐるんですよ。

だから、ある意味では先ほど大臣が言われた、これ一項目に少なくとも該当しますよという、一項目ごとでもないんじゃないかなという気もする。全部該当してやらなければということ、あるいは陸続きであれば国境を越えて入ってくる者に対して警告する、聞かない、逃走する、それは射撃をするじゃないですか、どこの国だって。海と陸との違いはあるかもしれませんが、一緒だと思ふんですよ。ただ、海の難しさは、無害通航というか、そういうものがあるからという部分はあるかもしれないけれども、考え方は一緒だと思ふんですよ。それをすつきりした方が、まず通告するわけですから、そしていろいろ手段をとつて、なおかつとまらないものは何であらうと、そういう射撃だって私はしても構わないなと。しかも、ねらって撃つわけじゃないんですから。そういう姿勢があつてこそ初めて警告したときにとまるんですよ。

その姿勢がないと、最後の最後、しかも長官まで連絡が行つて、長官がゴーサインを出して初めて撃てるんだという、確かにそういう管理センターがあるかもしれないよ。だけれども、長官がいつも管理センターにいるわけじゃないんだから、長官の間ずっと毎日詰めるわけにいかないでしょう、それは。例えば長官が、きょうはちよつと個人的にどこかへ一杯飲みに行くとか、そういうことだってあり得ると思ふよ。在任中は一切どこも行かれませんかという、そんなことになったら大変ですよ、そういうことが起こつて。それは

まじめな長官だからまだいいですよ、大体、そこら辺におられる方々は……。

だから、その長官の許可を得てやるというの、何か少し考えないといけないんじゃないかなと思ふんですけども、そこら辺はどうですか。

○政府参考人(縄野克彦君) 委員には失礼かもしれませんが、ちよつと議論の経過だけ御説明申し上げたいと思ひます。

一つは、先ほどから申し上げましたように保護法益ということでございまして、もう一つはそれ以外に手段がないかということでございまして。

まず保護法益ということから申し上げますと、非常に極端な事例で恐縮でございしますが、畑から大根を持つて大根泥棒が逃げる場合に、それを持つて逃げるだけの大根泥棒を撃つかという問題がございまして。それは撃たない。それはやはり危害を加えてまで守るべき法益は何かという判断でございまして、それにつきましては私も凶悪重大な犯罪ということに限定をした、そのおそれも含めて。このおそれの認定というのは非常に確かに厳重に書いてございしますが、その疑いを払拭できないという程度でいいということでございします。

それから、陸との関係でございしますが、日本は島国でございまして、他国の領海に向かって、日本の領海を外に向かって逃げていけばこれを立入検査しなければ、確認をする、あるいは防止をする手段がほかないということが明らかでございします。そういう意味で、陸とは違つて、最後は逃げるものを撃たなければいけないんだと。それから、海の特事情として、揺れる、お互いに揺れる船で、エンジンをねらつても結果的にけがを与える場合という特事情もございします。

そういう意味で、私も私としては、厳格な要件ながら、従来の警職法の要件については一歩私どもが務めを果たせるように緩和ができたのかなというふうに思つております。

ので、犯罪を防止して、犯罪を抑止して、あるいは犯罪者を検挙するというところでございします。船を撃沈したり、戦争行為、軍事行為をするわけではございせんので、犯罪者を捕まえることに最上、ほかに手段がないときに武器を使用するという原則からこのような提案となつたわけでございます。

○副大臣(泉信也君) 委員おっしゃいますように、四つの条件を満足するというようなことが大変厳しい危害射撃の、危険射撃の条件ではないかというふうに言われます。これはもう御承知のように、警察におきましても警職法七条で縛られておりますように、極力人命に被害が及ばないようというところが海上保安庁の武器使用においても二十条で規定されているわけで、その一部を今回乗り越えようという法案であるわけです。

ですから、撃たないから、撃たないことを不審船、工作船等が承知しておるから逃げていくということとでございしましたけれども、今回のことで四つの条件を満足すれば日本の海上保安庁は射撃をするということが明確になれば、これはそれなりに意味のあることで、停船もきつと強いられることになつてと思ひます。

なお、いわゆる空域における領空侵犯についても、直ちに射撃をするということではなくて、やっぱりスクランブルをかけた飛行機がそれなりの警戒行為をやつて、その上でということになつておりますので、この海上保安庁の今回の二十条の二項もそうした観点から慎重に対処をいたしますが、またこの法律を成立させていただければ相当な効果をもたらすものと思つておるところでございします。

○弘友和夫君 私は何もめくらめつぼうとにかくどんどん撃つてと言つてゐるわけではなくて、だけれどもやはりそういう姿勢が、今までずっと何十年間にわたつて体当たりされて公務執行妨害であつても撃つていないわけですから、そういうものに対してやはりきつちりすべきじゃないですかと。法があつても撃つていない。撃つのがいいと

いうんじゃないですよ。だけれども、そういうところをきつちりやるべきだというふうに思ひます。

今、空の話がありましたけれども、空に対しては、空も大体武器は海上保安庁のあれでも積めるようになってゐるけれども、今救助活動の方が主で、そういうものを積んだら邪魔になると、重たいからということで積んでいないと。だけれども、今みたいな原発警備とかいろいろ、自衛隊がやらないわけですから、やはり海上保安庁がやらざるを得ない。そうすると、やはりそういうことも考える必要があるんじゃないかなというふうに思つております。

そういうことで、最後になりますけれども、予算ですね、予算が先ほど来少ないと。千七百億、すべて含めて千七百億という、これだけ膨大な区域をいろいろなことをやらなければならない海上保安庁にしてはやはり本当に少ないなと。

例えば、今回、国際組織犯罪とかテロとか、そういうものに対しても今もう追いつかないぐらい、今相当な過度の任務を強制しているか、されてゐるわけですから、来年度の予算について、組織犯罪のそういう組織また人員配置というのはどういうふうになつてゐるのか。

それから、さつき出ております巡視船艇と航空機老朽化、二十年以上たつてゐるものが相当あるというところでありますけれども、こういうことに対して、予算に対して我々も応援させてもらいたいと思ひますけれども、その考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(扇千景君) 大変、応援していただけたらと思ひますけれども、先ほどからお話しておりましたように、海上保安庁、職員が一万二千二百四十九人いますけれども、少なくとも、巡視船艇三百五十六隻、航空機七十五機により海上の治安維持に当たつております。

先ほどから、老朽化して、しかも二十年以上たつてゐるものというお話で、大変寂しいことを申し

上げて残念ではございませんけれども、少なくとも密航とか密輸等の国際的組織犯罪の取り締まりなど治安対策に必要な要員の私は増員ということを図っていかねばならないと思っております。それが大事な一つでございます。

また、全巡視船艇の約四割を占めております、先ほどから先生方に御質問いただいておりますが、かつたんですけれども、船の寿命が二十年を超えているもの、この老朽化した船艇及び全航空機の約三割を占めております製造後二十年を超えております老朽化した航空機につきましても画期的な代替整備を図るというのがこの時期に当たっておりますけれども、このような課題に対して、海上保安庁といたしまして、私は十四年度の概算要求におきまして、要員の面におきましては治安対策強化を最重点としたいと、そういうことで、国際組織の犯罪対策の強化のために八十人の増員を要員要求いたしております。これで足りると思いませんけれども、我々にとつては八十人の要員要求というものは、必要な要員としては最低限の要求を八十人させていただいております。

また、船舶につきましましては、先ほどからお話に出ておりました速力の向上でございますとかあるいは夜間の捜査の監視能力の強化等に高性能の整備を図った巡視船艇十三隻の整備を、また航空機にいたしましてレーダーの監視能力等を新たに向上を図った新型のジェット機二機、これを整備させていただきたいということで要求をいたしておりますので、少なくとも海上における治安維持のために、先ほどから皆さんに御理解いただいております我が国を守る、そして空からも、そして三十六倍と先生もおっしゃいました海からも守るために、この要求の達成に全力を挙げたいと思っておりますので、ぜひ御協力と御支援をお願いしたいと思います。

○弘友和夫君 終わります。
○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。よろしく願います。

私は、今審議が続けられている中で、この海上

保安庁法の改正案ですが、これは警察行為として領海警備の任務を持つ海上保安庁が、我が国の領海を侵犯したり、それから主権侵害の危険性がある不審船を追跡、捕獲し、また立入検査を行つて不法行為の内容を調査することは必要な措置であると考えております。これに役立つ海上保安庁の体制強化は当然必要だと考える立場から質問をしたいと思ひます。

本改正案の直接の理由に挙げられたのが、一九九九年に能登半島沖で発生しました不審船事件に關係して、まず私は最初に二点お聞きしたいと思ひます。

その一点は、自衛隊による不審船の発見から、あの当時、海上保安庁へ通報のおくれの問題についてでございますけれども、これは能登半島沖不審船問題の国会審議でも大変大きな問題になりました。自衛隊のP3Cが不審船と思われる船舶を発見して防衛庁に報告したけれども、海上保安庁への連絡は約数時間後になったという経緯がございます。海保の対応のおくれの原因になったとも言われています。

能登半島沖不審船事案における教訓と反省事項についてというのが政府の文書の中に出てまいりました。これは、海上保安庁及び防衛庁は、工作船と考えられるような武装の可能性のある船舶、不審船を視認、目で見た、視認した場合には速やかに相互通報するとあります。

P3Cの発見から海上保安庁への通報のおくれは、ここで言う教訓と反省、この中に含まれているのかどうか、今後は直ちにお互いに通報されるということになっていくのかどうかをまずお聞きいたします。

○政府参考人(縄野克彦君) 共同対処マニュアルにもございますし、その前の反省事項にもございますが、情報の共有ということは事態の発生から必要でございます。

確かに、先ほど防衛庁からも御答弁ございましたように、それが不審船であるかどうかということとを視認した瞬間の判断というものは必ずしも容

易であるわけではございませんが、少なくとも何らかの事象がある、ただならぬ事象があるという、ここは言うはやくでございますまして、現場としてはつらいことでございますが、仮に、今のテロなんかと同じでございますが、これが間違いであつてもそのおそれがあれば通報する、連絡をする、情報を共有する、そういうことが必要ではないかという反省に立つたものというふうに私どもとしては考えておりました、お互いにそのようなお互いの管轄にかかわる事象を見た場合には、不審船に限らず私どもとしては情報を共有するというふうに今進めておるところでございます。

○大沢辰美君 教訓と反省に立っているという今回の提案ですけれども、防衛庁の方はいかがですか。

○政府参考人(北原巖男君) 大沢委員にお答えを申し上げます。

ただいま委員から御指摘をいただきました十一月三月の不審船の事案におきましては、海上自衛隊のP3Cが不審船らしき船舶を二十三日の早朝に発見したところでございますが、これは先ほど御答弁申し上げたわけでございますけれども、この段階におきましては不審船であるか否かの確度は極めて低い状況でありましたものですから、防衛庁といたしましては近傍の護衛艦を直ちに現場へ向かわせまして、船名等に関する情報を収集いたしましたして、同日の午前十一時に海上保安庁に通報をしたところでございます。

当時の対応といたしましては、防衛庁、自衛隊、一生懸命やりました、その時点、当時の対応といたしましては適時適切になされたと考えているところではございますが、先ほど来御指摘のとおり、今回の、先般の事案で、改めて私どもといたしまして海上保安庁との緊密な連携あるいは協力、この重要性というものが認識されたところでございまして、これは先ほど海上保安庁長官からも御答弁があったところでございます。

(理事藤井俊男君退席、委員長着席)
私どもといたしましては、いろいろ事態が起き

た初動の段階からの確な情報交換ですとかあるいは連絡調整を行うことが何よりも必要である、重要であるということで、事案が起きた後まとめました、十一月十二月に海上保安庁との間で不審船に係る共同対処マニュアル、これを作成いたしました、本庁及び地方機関の各レベル、並びに現場における所定の情報連絡体制、その他必要な事項について定めましますとともに、速やかな連絡体制の確立が行われるよう処置をいたしているところでございまして、現在もこうした体制の一層の強化並びに常日ごろからの必要な共同訓練等実施をいたしております、今後とも、防衛庁といたしましては海上保安庁との一層の緊密な連携協力のもとに我が国の安全の確保あるいは危機管理といったものに対応してまいりたい、そのように考えております。

○大沢辰美君 本来、領海警備の任務を持つ海上保安庁がいち早く通報を受けて対応するのが本来のあり方であると思ひますが、あの事件の場合はまさに数時間おくれで通報があったという、そういう事態ではやはり本来の任務が果たせないと思ひますが、この点はその反省の上に立つて今回法案が出されたと思ひますので、この二年半余りの問題の中でもう一点お聞きしたいと思ひます。

もう一つの問題は、能登半島沖不審船事案では、海上保安庁の船艇などの体制整備のおくれが非常に厳しく指摘されたと思ひます。例えば、一九九九年、あの後すぐですが、三月三十日の参議院の地方行政・警察委員会では日本共産党の富樫議員が次のように指摘していたと思ひます。それによります海上保安庁長官が答弁をされているわけですが、九六年六月六日に参議院の海洋法の条約に関する特別委員会でも附帯決議が行われています。同じく六月七日の参議院の本案議でもこの海洋法条約の実施に伴う体制の確立に関する決議というところで、この中で海上保安庁の体制強化が全会一致で決議されています。

そして、巡視船や巡視艇の整備に努力すると、こういうこともうたわれているわけですが、この

ときは、海上保安庁の人員、要員ですね、それから巡視船、航空機等の体制について今後一層の整備充実を図るとなわけていますね、こういうことが全会一致で決められた。そして、そういうことが決められながら、あの当時こういう事件が起こったわけですが、そういうことを指摘して、そのときの答弁が、「今度の場合、そういった点かなり痛感しておりますので、情報収集の迅速化の問題とかあるいは監視体制、船とか航空機なんのとかあるいは捕捉機能強化とか、こういったものにいろいろ、今、大臣からの指示を受けて詳細に検討しておるところでございます」と答えています。

それで、この間の海上保安庁は質的に、また量的にもどのような体制整備が進んだのでしょうか。また、整備内容の中に新たな捕捉手法ですか、そういう研究等ということも書いてありますが、そういう研究が行われ、その成果はどうなっていますか。今回の法改正によってこういう研究活動がとめられてしまふんじゃないかという心配もしていますが、こういう点についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(網野克彦君) この間の主な私どもの体制整備でございますが、これはあのときに一番問題になりました十分な速力を持つ、それから十分な航続距離を持つ、そういう観点から高速特殊警備船三隻を整備したことは先ほど来からお話し申し上げておるところでございます。これらにつきましては日本海側の三保安部に配備をしたこととでございます。それ以外にも高速小型巡視船の機能向上、これも新しいタイプというところまではいきませんが、今申し上げましたような速力あるいは航続距離等の機能向上を図ったわけでございます。

それから、これは特に航空機につきまして、夜間の監視機能の強化ということで、ヘリコプターにつきまして、夜間監視機能の強化を図ったヘリコプターを増強しておるところでございます。

私どもとしては、このような体制の強化につきまして、もとより、先ほど申し上げましたように、私どもの装備が老朽化している等の指摘もございしますが、非常に広い海域を、二百海里時代に対応するために世界でも有数のレベルでの大きな船艇、数というものを保持をしているとは思いますが、ただ、その機能が劣つてはいけないということで、私どもとしてもこういう努力を予算を要求して講じておるところでございます。

それから、捕捉手段についての御質問がございましたが、先ほど御説明申し上げましたけれども、不審船、つまり船舶を停船させるために、これはかじでありますとかスクリューでありますとかエンジンというものをねらって、そこを破壊することによって船をとめるということが、私どもがいろいろ方法を検討した限りでは、武器によってそういうものを破壊してとめるということが最も有効な手段であり、これにすぐる有効な手段ではないというのが現時点ではないという状況でございます。

○大沢辰美君 捕捉手法の問題については後でまた聞きたいと思うんですが、やはり一定の量的、質的にも体制整備がされたように思いますけれども、今も指摘ありましたように、船のいわゆる能力、そしてやはり現場では人員の不足というのも非常に言われておりました。こういう点も含めて整備を整えていただきたいということをぜひ指摘をさせていただきたいと思っております。

次に、不審船への対応なんですけれども、海上保安庁が第一に対処するということの位置づけについて質問したいと思います。

防衛庁と海上保安庁の不審船に係る共同対応マニュアルの概要に、読ませていただきましたら、基本的な考え方の冒頭に、不審船への対応は、警察機関たる海上保安庁が第一に対応と記載しています。

お聞きしたいのは、海上保安庁が第一に対応するというのはどういう根拠と必要性から出ている確認なのか。つまり、海上保安庁が第一に対処す

るということが導き出されるのは我が国のどのような法体系で出てくるのか。それは単に二庁間、防衛庁と海上保安庁の二庁間の確認事項や政府内の事務レベルの確認事項でないということを説明願いたいと思っております。

○政府参考人(網野克彦君) その確認事項によつてそれが行われているわけではございませんで、海上保安庁は、海上保安庁法第二条によりまして、海上における犯罪の予防、鎮圧、海上における犯罪の捜査、逮捕など、いわば海上の犯罪の防止あるいは犯罪への対応、つまり海上における警察機関という位置づけが明定されているわけでございます。

不審船というのが、今回のテロも同じでございますが、つまり相手が戦争、軍艦であるのか犯罪の工作船であるのかということでございますが、不審船と言われるものは一義的には犯罪を目的とした船である、そういう観点から、その犯罪の確認あるいは防止あるいは対応というものをを行うために警察機関たる海上保安庁がこれに対応するというところでございまして、その次に、海上警備行動が発令された段階、これも治安出動までは行っていない、海上警備行動というのは治安出動までは行っていない段階で、海上保安庁では対処できないという段階で海上自衛隊に発動されるものでございまして、一義的には警察機関が対応するというのがそれぞれの任務から出てきているものというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○大沢辰美君 領海警備の任務は海上保安庁が第一義的に対応する、このことを確認して、法案そのものの内容に入りたいと思っております。

海上保安庁長官にもう一度お聞きします。今回の改正は、いわゆる不審船による我が国領域内での重大凶悪犯罪の発生を未然に防止するために海上保安官が行う不審船に対する立入検査を確実に実施できるようにするために、武器の使用について、人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却されるようにするというのが提案理由の説

明です。まず最初に確認しておきたいことは、警告射撃を繰り返しても停船に応じない不審船に対しては現行法でも射撃は可能なことですね。しかし、人命に危害を与えた場合の責任の問題があつて、現実には実施してこなかったということだと思えますが、そのとおりですね。これが一点です。

次に、今回の法改正が実現すると、停船命令に応じない不審船に対しては、海上保安庁や自衛隊が撃沈できるとか、撃沈させることが可能になったかのように誤解や誤った主張がありますので、私は確かめておきたいと思うんですが、例えば警告射撃は従わねば撃沈するという強い意志が込められていなければ効き目がないなど、こういうことが、この法律の四項目の要件すべてに当てはまれば海上保安庁長官は撃沈命令を出せるという、こういう暴論が出てくるわけですね。これは私は国内法や国際法の規定は警察行為を行う海上保安庁にそんなことは許されるようになっていないと思うんです。

今回の法改正の目的は、不審船に停船させ、立入検査を実施するためのものだと思います。海上保安庁、武器の使用は本当に最後の手段であると思いますが、その点についてお聞きします。

○政府参考人(網野克彦君) 二点ございまして。まず第一点の方でございますが、現行法で逃走する船に対して撃てるのかどうかということでございますが、警備法では、逃走する犯人には撃てると、それから例えば停船命令に応じない、つまり公務の執行を妨げる者には撃てるという規定がございまして、先ほどから申し上げておりますように、凶悪犯罪の既遂あるいは正当防衛でなければ相手に危害を与えてはならない、こう規定されております。ということは、揺れている船でございまして、エンジンやスクリュー、かじをねらつて撃つて、結果的に危害を与えても、法規定上は危害を与えたことについての責任を問われるわけでございます。

そういう意味で、今の警備法では、人に危害を

与えないという一〇〇%の保証があれば撃てますが、現実には困難であるということで、結果的に危害を与えても法的な違法性阻却になるように法改正をお願いしているということでございます。

それから、撃沈の問題でございますが、撃沈というものは相手の船を沈没させるために撃つものだといふふうに思っておりますけれども、警察としてはなぜ危害射撃をするかということでございますが、停船をさせる、そして犯罪の事実を確認をする、犯罪を抑止するということでございます。船をとめるために撃つわけでございますから、撃沈を目的として撃つということは警察機関としてはございません。

ただ、これは有名な国際法の事例でございますが、アイムアローン号事件でございますけれども、国際的な手続で責任を決定したわけでございますけれども、結果的に、撃った結果、沈没をしたとしても、今回の私どもお諮りしているような、つまり要件に該当して船をとめるために撃つことが正当であれば、結果的に撃沈することはこれは責任を問われないといふような解釈が国際的に一般になっております。

○大沢辰美君 やはりこの目的は、もう一度繰り返しますが、停船させ、立入検査を行うことが目的である、そういうことですね。そのことを確認をして、次の改正案の中身に移ります、また、違法性が阻却される場合の四要件について質問したいと思っております。

不審船への対応は、威嚇射撃をしたこともあるけれども、追跡し、領海外へ排除をしてきたのがこれまでの海上保安庁の対応だったと聞いております。

そこで、お聞きしますけれども、海上保安庁が行っている領海警備活動で発見した不法行為や特異行動船舶、一般に対しては今回の法改正でも私は変わりはないと思いますが、それでよろしいかどうか、一点ですね。つまり、法改正にある四要件に当てはまるいわゆる不審船に対してのみ今後の対応がかかるということ。

能登半島沖の不審船問題を経て、射撃、船体射撃のときの武器使用の拡大措置を提案してきたわけですが、これも、これまでの対応と変わった主な理由はどういうことでしょうか。

○政府参考人(縄野克彦君) 第一点目の答えは難しいんですが、いわゆる不審船ではない単なる密漁船、密航船というのに対してどう対応するかというお尋ねかと思いますが、単なる密航船か密輸船かという判断は非常に難しいでございます。そういう外観を持っても、よくその外観を見たり、その行動を見たり、データをつき合わせると、この四つの条件に該当する場合もあるといふふうに考えております。一〇〇%、密漁したものも撃つかどうかということについては、私どもとしては方針を変えておりません。

それから、今回、なぜこのような法改正をお願いしているかということについてでございますけれども、私どもとしましては、重大凶悪な犯罪を発生させる懸念があつて、それを停船をさせなければ防止できない、そういう観点から立入検査、つまり停船をさせるといふことについて、この手段が不可欠であるという観点から法改正をお願いしたものでございます。

○大沢辰美君 人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却される場合として、今申し上げました改正案では四つの要件に該当する場合を挙げているわけですが、この法改正の理由とされる能登半島沖不審船事件が、法案にあるこの四つの要件にどのように当てはまるのか説明をいただきたいと思ふんです。

不審船を発見して、追跡しながら、この四要件に当てはまるかどうか判断するわけですから、私はこれは大変困難な作業だと思ふんです。

今後、これをどのように詰めていくのかお聞きしたいと思いますが、その不審船、能登半島沖不審船事件にこの四つの要件がどのように当てはまるのか、お聞きします。

○国務大臣(扇千景君) 能登半島沖の不審船の事案に關しまして、四つの要件、どれが適用される

かということでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、第一号の要件に能登半島のあの事件はということに当てはめますと、日本船舶以外の船舶が我が国の領海内において我が国の平和、秩序または安全を害する行動をとっていると認められるという、これ第一号でございます。そしてまた、日本船舶を偽装した外国船舶と見做される船舶が悪天候を避けるためなどの正当な理由がないのに領海内で徘徊する、これも当てはまります。そして、海上保安官の立入検査を拒んで逃走した。これが第一号に適合いたします。

第二号に關しましては、不法な活動のために特別に建造、改造された船舶と考えられる場合などの船舶の外観や関連情報から見て国際法違反の航行が繰り返されるおそれがあると認められるということ、これは事例が適合いたします。そして、能登半島沖のあの事例のようなケースでは、船名の偽装または異常な高速で逃走するなどの特徴から、過去の不審船事案に照らしても工作活動を目的とした船舶と判断されるものに該当する、これが第二号でございます。

第三号に当てはまるものといえますと、現在及び過去の情報を総合的に見まして、該船舶の重大凶悪犯罪への関与の疑い、これを排除し切れないと認められること、これが第三号でございます。能登半島沖不審船の事案のようなケースでは、工作船が関与したと考えられる過去における日本人の拉致疑惑事件等の存在と船名の偽装、そして異常に多数のアンテナが設置されておりましたので、これもこの第三号事案に適合いたします。

外観から、行動上の特徴から、工作船である可能性が高いと判断されて三号に該当するわけでございます。

最後の第四号に關しましては、この船が、逃走状況から見て、その場で停船させ立入検査をすることが不可欠であると認められることがこの第四号でございます。この不審船のようなケースでは、我が国の管轄の及ばない他国領海へ向け高速で逃

走を続ける状況からこれは第四号に該当すると認められるわけでございますので、以上のような状況から、この能登半島沖の不審船に關しましては第二十條第二項の各号の要件に当たると判断されました。

○大沢辰美君 そういう四つの要件がそろつて、最後の手段として停船させるためには機関砲などを船体射撃することになる可能性が生まれてくるわけですが、私は危害射撃の実際の運用では本心に慎重さが求められると思ひます。

一体、船体の本心にどこを撃つんだらうと、そういう心配も大きくあります。また、その場合、火薬を詰めたそういう炸裂弾のようなものも使われるんだらうか、そういう心配もあります。そういうことはないということですね、どうでしょう。

○政府参考人(縄野克彦君) 射撃の具体的な手法に關しましては船あるいは状況によつて異なるものといふふうに思ひますけれども、船を停船させるということの目的として射撃するものでございまして、一般的には船舶のかじあるいはスクリューあるいはエンジン、そういう船舶の航行に不可欠な部位、そういうところをねらつて、効果のある箇所をねらつて撃つということになるといふふうに考えております。

繰り返して申し上げますが、立入検査をするための停船をするために武器を使用するものでございまして、船が全体として爆発するあるいは沈没をするような、今おっしゃられましたような炸裂をするような方法を使う必要はないといふふうに考えております。

上で、海上保安庁の役割はどうなるのでしょうか。つまり、海上保安庁からの要請を受けて防衛庁長官が判断することなのか、その点について。

○政府参考人(縄野克彦君) お答え申し上げます。

海上保安庁の装備あるいは船艇等の数量、そういうものでは対処できない事態には海上警備行動を内閣総理大臣の承認を得て防衛庁長官が発することになっております。

その場合に私どもがどういう役割をするかというところでございますが、海上警備行動時には、自衛隊法におきまして海上保安官の一定の職務が海上自衛官に準用されることになっております。ただ、犯人の逮捕、それに引き続く取り調べというものは現在の自衛隊法では準用されておられません。私どもは引き続き犯人の逮捕の職務を担っており、私どもは引き続き防衛庁、自衛隊による警備行動の発令後におきまして、私どもは海上保安庁しかできない固有の業務を行うために対応するということでございます。

○大沢辰美君 海上保安庁の判断にきくというところは絶対あり得ないということを私はもう一度確認したいと思っております。

海上警備行動の発動要件はどうなっているかという点で、海上保安庁では対処することが不可能または困難と認められる事態とは具体的にどのような事態を言うのでしょうか。

○政府参考人(北原巖男君) お答え申し上げます。

海上保安庁では対応が不可能あるいは著しく難しいといった状況のもとで海上警備行動が発令されるわけでございますが、それで具体的にどのような場合かということにつきましては、これはまさにその時々事態の対応に応じて判断をされるべきものと考えておられます。一概に今申し上げることは困難ではございますけれども、先ほど来先生が御指摘をされておられます、例えば平成十一年三月の能登半島沖の不審船事案のように、逃

走を続ける船舶に対しては海上保安庁の船舶をもっては追跡を継続して停船をさせることが難しいといったような、いわゆる特別の必要がある場合に、これが該当する、そのように考えておりますが、いずれにいたしましても、具体的な事案事案に沿って、その時々事態の対応に応じて判断していくということになると思っております。

○委員長(北澤俊美君) 大沢辰美君の時間が過ぎておりますので、締めくくって質問をお願いいたします。

○大沢辰美君 最後に、もう質問ではありません、提案だけさせていただきます。

「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という憲法の規定に照らしても、やはり私は不審船等への武器使用または武器行使ではないことを明確にする必要があると思っております。海上での治安維持、人命と財産の保護という警察機能が負っている任務は海上保安庁が責任を持って遂行すべきであり、そのために必要な体制の整備、強化は当然のことです。だから、自衛隊の海上警備行動は必要でなく、海上保安庁の強化、整備こそ任務を果たせるということを表明いたしました、質問を終わります。

時間をオーバーして失礼いたしました。

○洲上貞雄君 社民党の洲上でございます。

去る九月十一日、同時多発テロが発生をし、多くの人命が亡くなりました。月並みではありますけれども、哀悼の意を表しておきたいと思っております。一般乗客の方々を含めて、常に、ハイジャックの場合、安全、生命、財産を守る立場で安全第一に仕事をしている航空労働者が犠牲になる。本当に痛ましい事故が繰り返し繰り返し行われることに、テロを憎んで余りあるものがございます。

そこで、今回、テロ対策関連三法案、その中の海上保安庁法の一部を改正する法律案の改正案について今審議がされているところですが、法案提出の背景になっております、提案理由の中にもございました一九九九年三月に発生をいたしました

能登半島沖不審船事案の教訓・反省事項を踏まえたものと言われておりますが、発生した事件が九年、今なぜこの問題をここでテロ法案と同時に提案をしなければならぬのか、この期間どのような検討をされて、また提出が今日までおくれたのか、最もおくれた最大の理由は何かあったか、御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(扇千景君) 先ほどからお話し申し上げておりますように、教訓のもと、また反省のもとに法改正しようという動きは既に検討されていたのでございます。

一番大事なことは、少なくとも私どもは、本年の八月七日でございますけれども、海上保安庁は既にこの海上保安庁の一部改正につきまして皆さん方に申し上げておりますし、また本年の七月十九日、これはある新聞紙上にも、法改正をして臨時国会に改正、提出ということが新聞、各新聞でございまして、朝日ですとか産経とか既に発表してございまして、ですから、今回のテロとたまたま重なったということでございます。それまでは海上保安庁、自衛隊、警察庁一緒になってこの法改正にいかにつけていくべきかということ通常に検討させていただきまして、やっとその決断をして法改正に至ったわけでございます。

たまたまテロが発生したということ自体以前に、先ほどからも能登半島沖の不審船に対しての反省としてその後の計画はということでございます。いまだに、一番の問題は、危害射撃のあり方を中心に法的な整備をいかにするか、そしていかにこれを不安のなき、あるいは最低限の対処を使うかということの要点が、一番この法案をつくる時の問題になった点であると御認識賜りたいと存じます。

○洲上貞雄君 そのことが法案提出をおくらせた最大の理由ですか。

○国務大臣(扇千景君) おくらせたわけではございませんで、たまたま私どもは、今回の法改正は、不審船のように具体的な犯罪を犯したかどうか必ずしも確認できない状況の中で武器を使用し、

もしも人に危害を与えることがあったとしてもその違法性を阻却されるという過去に例を見ない法制度を整備しようとするものでございますから、政府部内で慎重に検討を行ってきた結果、今回の法案提出に至ったということで、その点では念には念を重ねて皆さんで検討したというのがおくれた理由でございます。

○洲上貞雄君 我が国における危機管理問題が事件が発生するたびに問題になっているわけですから、国土交通大臣としても今後常に危機管理問題についてはやはり注意して、早急にこういう問題についてはどう対応できるように、私どもの印象としてはどうもどさくさ紛れにやってきたような印象、しかし時系列に聞きますとそうでもないようなお話でございますので、やはり私も交通産業に働く者として、この委員会に所属する者として、やはり安全第一の仕事でございますから、これから先も敏速な対応をお願いしておきたいと思っております。

次に、同じく一九九九年三月に発生をいたしました能登半島沖における不審船事案の経過についてお知らせ願いたいし、その経過の中で二つの不審船を停船させる根拠法令として漁業法を適用しました。しかし、漁業法は本来漁業生産者に関する基本的制度を定める法律であって、領海侵犯や不審船舶の停船、検査のために適用されるべきものではないと考えますが、いかがでございますか。それから、海上保安庁法の第十條では、国土交通大臣以外の大臣の所管に関する事務についてはおのおのその大臣の指揮監督を受けるとあります。漁業法違反の今回の事案の場合、農林水産大臣の指揮監督がいかがであったのでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(縄野克彦君) まず、おとしの不審船事案の概要でございますが、経緯は、先ほどもお話に出ましたけれども、三月二十三日に海上自衛隊を通じて不審な漁船二隻に関する情報入手いたしました。このうち、第二和丸、これは真実の第二和丸が兵庫県沖において操業中

であった、もう一隻、第一大西丸、これは漁船原簿から抹消されておったことを確認をいたしましたので、この二つの船名の漁船は船名を詐称している、偽装している船であるというふうに判断をしたところでございます。

それによりまして、巡視船艇十五隻、航空機十二機を動員いたしまして、今お話ございました漁業法に基づく立入検査を行うために停船命令を発しましたけれども、両船が無視して逃走したために最終的には威嚇射撃をいたしましたけれども、高速で逃走を続けられ、海上保安庁としては対応できないという状況になって、防衛庁長官が総理の承認を得て、二十四日、海上警備行動が発令された。

その後も海上自衛隊とともに追跡は継続いたしましたけれども、不審船が同日、防空識別圏を出域した時点で追跡を政府として断念をしたところでございます。

これが経緯でございます。

漁業法による立ち検についてのお尋ねがございました。漁業法に基づく立ち検につきましては、先ほど申し上げましたように、漁船の形を呈しておりまして、しかし登録はされていないということで、漁業関係の法令違反、つまり漁船の登録は漁業関係の法令で義務づけられておりますので、その法令の履行のために漁業法に基づく立入検査をしようとしたわけでございます。

海上保安庁は、立入検査は固有の権限として海上保安庁法に基づく立入検査もできますし、個別の法規に基づく立入検査もできます。この時点、この事案の場合には、外見上漁船の形をしていたというところで、何らかの漁業法関係の法令の違反があるのではないかと判断に立って漁業法に基づく立入検査を行おうとしたものであります。海上保安庁法十条についてのお尋ねでございますけれども、漁業法等のいわゆる国土交通大臣所管以外の法令に関する事務につきましては、私自身、漁業法であれば農林水産大臣の指揮監督を受けることになっております。

ただ、これはすべての事案にその都度ありとあらゆる判断について農水大臣の指揮を受けて私が、海上保安庁が仕事をしなければならぬというところではなくて、必要な限りにおいて指揮監督を受ける。これは国土交通大臣との関係でも同じでございますが、そのように解釈をされておりますので、この漁業法に基づく立入検査をしようとして停船命令をかけることについて、その時点で農水大臣の指揮監督を受けなかったと、直接、具体的に受けなかったということについては海上保安庁法に違反するものではないというふうに考えております。

○測上貞雄君　もう少し、ちょっと具体的な問題について伺いたしますけれども、周辺事態法を審議しておりましたときの参議院の外交・防衛委員会におきまして、当時の野呂田防衛庁長官は不審船について、二十一日深夜から断片的な情報があったと述べております。とすれば、担当省庁である海上保安庁に連絡をしてきたのが二十三日の十一時だと言われている。九二日間連絡をできなかったことになりまして、これは政府による情報操作が歴然としていいるんじゃないかと思えます。したがって、二十一日中に海上保安庁へ連絡があれば拿捕可能であったと私は思いますね。

その場合、あと細かなこと二つ。一つは、停船命令は何回出されたのか。それからその次は、捕捉できなかったと考える理由について、いずれも当時言われたことは、三十八年間で十八そう、先ほど二十そうと言われましたが、報告がなされておりますが、対応状況はいずれも速力が速く捕捉できなかったと、こういうふうに言われていますが、いかがでございますか。

○政府参考人(綱野克彦君)　停船命令を何度発令したかということでございますが、少なくとも第二大和丸に対して十三時十八分に停船命令を実施しております。それから、第一大西丸に対しては少なくとも十四時に停船命令を実施しておりますし、さらに接近をして繰り返し七時二十分に停船命令を実施しております。

それから、もう一点のお尋ねの速力が問題ではなかったかということでございますが、それらの状況について逐一状況は、原因がすべて定かになつていわけではないと思いますが、私どもとしては船艇の速力が一つの原因であったことは事実であるというふうに考えております。

○測上貞雄君　海上保安庁法の第二十五条の趣旨からして、今回の法案については逸脱しているんじゃないかというふうに思えるんですが、不審だからといって危害射撃を容認することは警察活動を超えたものであり、海上保安庁が軍隊並みの武力行使を行うことにつながり、庁法第二十五条の「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。」との趣旨を逸脱するのではないかと考えられます。

したがって、武器の使用については警察比例の原則が適用されなければならないし、ただ逃げていないのに危害射撃を行うというのは過剰反応ではないか。後藤田氏も不審船は追い払えばよいと言っておりますが、大臣の見解はいかがでしょう。

またさらに、昔の話になりますけれども、李ラインがあったところ、当時の日本漁船が韓国警備艇に拿捕されるようになったいわゆる李ライン問題のときに、海上保安庁は体当たりをしてでもこの漁船を守ったというようにございまして、ここで巡視船が武器の使用を例えはしておつたというふうな思いがあります。

したがって、庁法の二十五条に言われる「いかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。」、それほど非常に重たい問題なのでありますけれども、軍隊並みの武力行使を行うことにつながり、はいかがでございますか。

○政府参考人(綱野克彦君)　繰り返し御説明になりますが、庁法、海上保安庁法の二十五条にそのような定めがあることはもちろんそのとおりでございます。

ただ、私どもが先ほどから御説明してまいりましたように、私どもが今回の法改正をお願いしておりますのは、軍隊として相手の軍船を撃沈したりということではなくて、相手が犯罪をしてい、あるいはその疑いがある、それを確認しなければならぬ、そのためにはとめなければならぬ。停船命令を拒絶している、そういう船に対して、そのまま放置すれば犯罪を起さされる可能性がある、そういうぎりぎりの条件に合致する場合に必要最小限の武器使用をもって立入検査を行う、そういう警察活動として武器使用をするということが必要ではないかということでございまして、海上保安庁法二十五条には当然に違反をしないというふうに考えております。

それから、李ラインで船を強行接舷してとめていたということでございますが、私どもも、先ほどからお話ございましたように、必要のないときに武器を使うというつもりはございませんで、もちろん海上保安官の危険はございます。先ほど弘友先生のお話ございましたように、相手が抵抗をしているときでも強行接舷をして移乗してとめるということも繰り返して行つてまいりました。ただ、必要最小限に武器の使用を抑えるという観点から行つてきたものでございます。

ただ、今回の提案は、やはり組織的な犯罪が行われる蓋然性、そういうものに対応するためには必要最小限の武器を使用しなければ船をとめることができないのではないかと判断に立つたものでございます。

○国務大臣(岡田豊君)　今、先生の御指摘どおりで、今、保安庁長官が答えたとおりでございますけれども、海上保安庁としては少なくとも日本、国土、国民、安全、安心を守るためにこれをしていかなきゃいけない、それが任務の大前提でございますし、少なくとも先生が御質問にござい

ました中にも、私どもは昨年一年間だけでも、不審船以外で不法行為または徘徊あるいは漂泊する等の特異な行動を行った外国船舶は一年間だけでも三百五十七隻あるわけでございます。それは確認しております。また、このうち不法行為を行った二百八十二隻に関しましては警告退去または検挙、また特異な行動を行った七十五隻に対しましては当該行為の中止の要求または警告退去などの処置を講じていると。

この一年間、昨年一年間だけの事例をもつても、海上保安庁としての職務を遂行するために、また不審なもの、国民、国土の安全のために検査するということ、海上保安庁本来の目的のためには、私は今回どうしても、能登半島の事例をもつても、今回はこの第一号から四号までの厳格な要件を満たしたという条件つきで、そのために私どもは今回、皆さん方に法案の提出をし御審議いただいているというのが実情でございます。

○海上自衛隊 防衛庁にお伺いいたしますけれども、海上警備行動とはいかなるものか。特別必要がある場合と判断した場合の具体的な理由をお伺いするわけですが、同じく九九年の三月の能登半島沖の不審船事案について、海上自衛隊に海上警備行動が発動されたが、一体海上警備行動とはどういうことなのか、具体的に御説明願いたいと思います。

○政府参考人(北原巖男君) まず海上警備行動、これは自衛隊法の第八十二条に基づく行動でございますが、これは内閣の首長たる内閣総理大臣の承認を得まして防衛庁長官が命ずるものでございます。そして、その発令の要件につきましては、「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合」に発令をするわけでございますが、これにつきましては、まず第一義的には防衛庁長官がこれを判断いたしました。内閣総理大臣が閣議に諮った上でこれを承認するといった枠組みになっているところでございます。そして、なお、先般の不審船事案につきまして

海上警備行動を発令した理由でございますが、これは政府といたしましては、不審船発見以来、海上保安庁の航空機あるいは巡視船艇によりましてこれを追跡して、まず現場に到着いたしました航空機により停船命令を実施いたしますとともに、さらに追尾をいたしました巡視船艇からも、先ほど来海上保安庁長官からもお答えがございましたが、停船命令を繰り返し実施したところでございます。これに船舶は応じなかったわけでございまして、巡視船艇により威嚇射撃を実施する等の必要な措置を講じたものではございますが、さらに相手は速度を上げたため、海上保安庁の巡視船艇等による追尾が困難になったといった事実がございます。

これを受けまして、先ほど申しましたが、政府として検討を行った結果、海上におきます人命もしくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要があるということで、防衛庁長官が総理の承認を得て八十二条を、海上警備行動を発令したわけでございます。なお、総理の承認に当たりましては、閣議に諮り、そして総理が承認を行ったという手続を踏んでおります。

○委員長(北澤俊美君) 時間が過ぎておりますので、おまとめをください。

○海上自衛隊 わかりました。

他に質問項目を出してございましたけれども、時間でございますので、終わります。

○大江康弘君 もう時間も大分過ぎてまいりましたが、私は、きょうここに座っておりますが、初めて、おやじが死ぬ前に人間というのは人の立場になつて物々考えろと言ふことをわかりました。

それは、今まで二十一年、和歌山県で県会議員という地方の議員をやつてきて、田舎の議会ですか、そんな小さいことにばかりかかわつてきて、ここに初めて当選をさせていただいて、こんな日本の国家の基本にかかわる、主権にかかわる大きな法案に初めて勉強する機会を与えていただいた。特に、きょうは賛成を早く表明させていただきます。

いてよかつたな、こんな特典があつたのかなど。委員長からふだんはもと質問の時間は短いんだと言われました。今回は二十分ということでおまけをいただきました。これは賛成をした特典かなと。

しかも、二十一年を振り返りますと、泉副大臣はかつて和歌山で運輸省のキャリアとして来ていた。私どもの政治の流れの中で副大臣はかつて何度か和歌山に来ていただいて御縁のあつた大臣でございます。よくぞ賛成をしたものだ。今までも二十一年、地方の議会というのはオール与党でありますから、むしろ私も、どっちかといえば、向こうの席がいますから向こうへ座つていた方が何か言いやすいわけでありまして、すけれども、もうこうして六番目でございます。屋上屋を重ねるような質問になるかも知れませんが、ひとつお許しをいただきたいと思ひます。

そこで、大臣に直接私は、この海上保安庁の法案とは関係のないことでもあるかと思ひますけれども、三つの法案が今回の不幸なテロの事件によつて出された。そういう中で、私は大臣にひとつ、今回の自衛隊も出るということも含めて基本的な、閣議にも参加をされてこの法案を出すことを決められた一人の担当の大臣としてお聞きをしたいんですが、私はこの国会というところは、今までも田舎から見ておつて余りわからなかつたんですけれども、やっぱり国権の最高機関ですね。国権の最高機関としてこれはどういふことをするかといふと、きょうは先輩の先生方の御意見も聞かせていただきながら、やっぱり立法という、法律をつくるということ、国家の意思をつくり上げていく、いわゆる国民の意思をそこに集合させていく。私はそういうことを思ひましたときに、かつて大臣という肩書きを持った方が憲法改正で何人か職を失われました。私はそんなことを見るたびに、議会制民主主義でこんなことはおかしいな、現に今の日本の憲法においても憲法改正というのはいやというのをうたわれてい

るわけですね。それだけに私は、大臣であつても

それ以前にまず国会議員たれ、やっぱり国会議員としてということがまず前提だと。

そういう中で、私はこの三つの法案の連合審査にも参加をさせていただいて大変寂しい思いをしたのは、あれだけ期待をされておる小泉総理が今回の自衛隊の派遣の中で最終的にどんな答弁をするか。法律的な一貫性や明確性を求められたら、それを問われたら答弁に窮する、これが今の日本の総理大臣としての憲法観。私は、もつとどんな大臣が、現職の閣僚として憲法を順守をするということはこれは当然でありますけれども、片一方で、これはおかしいじゃないか、これは悪いじゃないか、こういうことをどんだん言つてもいいと思ふんですね。どんだん議論をしていったらいい。

かつて清朝の末期に政治家になる以前の泉副大臣のような立派な官吏がおつた。曾國藩といふのです。この人は非常に皇帝の信任をもらつておつた官吏であつて、しかし皇帝がだんだん言うことを聞かなくなる。そして最後に、言うことを聞かなくなるから田舎に帰つて命をみずから絶つて了。絶つ前に何と言つて死んだか。黒白弁がたききつる亡国の兆し、やはり政治家といふのは黒と白をはっきりさせなさいかぬ、そんなことを言いながら亡くなつていった。

今、やっぱりこの日本の状況を見たときに、本当に黒白といふものが政治の場できちつと論じられておるのかなと思ひましたときに、今回の三つの法案がこういう形で審議をされて、しかもその中で、むしろ私は遅きに失したと思ひますけれども、後でまた御質問申し上げますが、大臣、今回の三つの法案を、海上保安庁の方は直接の所管でありますけれども、自衛隊も含めて今回のこういう形の法案の出方というのか、きぬを着せずに申し上げれば、これはこういう場でおかしいじゃないかという御批判もいただくとお思ひますけれども、この三つの法案の一つとして上がつてきておるということにお許しをいただいて、私は自衛隊も含めて、先ほど言ひましたよう

に、憲法解釈をもう少しきちんとされて、きちつと議論をしてということをお考えなんでしょうけれども、そういうことを全般含めて、大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(岡田豊彦) 我々、今の二十一世紀を迎えたときに、大臣の前にお互いに国会議員として立法府に同じ籍を置く者としては、二十一世紀の日本の国のあり方というものをいかに国家百年の計として考えるべきかという原点に立った大きなお話をさせていただきます。私はいささか戸惑う点もございますけれども、私は今、大江先生がおっしゃいますように、私も今、戦後今日まで平和憲法というこの憲法をいただいたということ、憲法論議さえタブー視されました。憲法を論ずることさえこの言論の自由の社会でもタブー視されておりました。まして、国会の中で改憲なんて言うものなら大変なこと、大臣が何人も大臣職を辞されたことも、今、先生がおっしゃったとおりでございます。

けれども、それがこうして衆参の両院の中に憲法調査会を設定して、憲法論議ができるようになったことだけでも私は大変な世の中の変わりようであると思っております。今、先生がおっしゃいましたように、じゃ、憲法の中で私学助成はどうなんだ、憲法を改正するその国民投票法は別途あるのかといったら、これもない。

そういう意味では、私は憲法というものに対しての解釈、例えば自衛隊法の改正を今の三法案と一緒に連合審査をしていただきましたけれども、私は大学も出ておりませんし法律学者でもございませぬけれども、憲法学者と言われる人が日本の中にどれだけのいらっしゃるのか。その人たちの中でも、自衛隊は違憲であるという合意があると、憲法学者の中でさえ違憲、合憲の論議が違う。そして、憲法は私ども国民が一人一人字ばなさいいけないということであれば、少なくとも憲法のこの前文だけでも私は中学の高学年に教えてこそ、国民として憲法を守るとい認識ができると思います。けれども、憲法学者の中でさえ解

釈が違ふものを、どういかに先生方が今の子供に教えるか。そのこと自体も私は行き詰まっている証拠ではないか、そういうふうな個人的には思っております。

私は、先ほど申しましたように、衆参の両院の中に憲法調査会を設置することに私も何年かかったかわかりません。議員連盟をつくってこの調査会設置を運動しましたけれども、このようになって国会の席で論議できることだけでも二十一世紀の明るい兆しが見えているという意味では、今回もこうして自衛隊が憲法の合憲か違憲かという論議さえ今まではタブー視されたということに對して、大きな前進であるということをおぼろげに認識し、我々に課せられた大きな職責と今の責任の重さというものを痛感しているのが昨今でございます。

○大江康弘君 私の言い方がちよつと誤解を与えたと思ひます。これは私も何と憲法論議しようというつもりではないんです。たまたまこれが、今申し上げますが、なぜ平成十一年の三月に起こった今ごろ、二年半もかかって、これ日本の主権が侵されたという、これ一番大事なことでございませぬ。これが二年半もかかってしかこういふ大事な法案が上がつてこない。これはむしろこの法案一つだったならば今こんな議論はしないんです。大臣にこんなことは聞かない。だけれども、三つ一緒になつてきて、やっぱり自衛隊も行かす、あるいはもうそういう中での一環としてということでありましたから、今、少し私は、大臣がおまえ何か憲法改正の話をしてるんじゃないかという誤解も与えて、そんな御丁寧な答弁の中にもそう感じたわけですが、ありがとうございます。

私はもう一度申し上げますけれども、なぜこの二年半、これ長官、はつておつたんですかね。まさに日本というのはそういう意味ではホウチ国家なんです。本場に物事を放置しておる。それだけに私は、今、測上先生もおっしゃられましたけれども、なぜ二年半もこんな大事な法案が成案されるのかかるのか。これはなぜですか。

○政府参考人(網野克彦君) もう少し早く対応できなかったかという御指摘はこれまでも私どももしていただいております。

先ほど申し上げたかと思いますが、このような武器使用、警察機関の武器使用について、海上保安庁は警察と同じように警察官職務執行法によつて最低限の武器使用が行えるということが昭和三十三年に決められました。いわば警察機関としての武器使用についての私の感想でございますけれども、初めての改正でございます、緩和をするという意味での。

そういう観点から、危害射撃を、危害を与えるとしても違法性が阻却されるというような、そういう保護法益は何であるか、それから、御質問にございましてけれども、武器使用をしないではいかにかかわる方法はないのか、そういう点につきましては政府全体として関係機関と議論を重ねてきた結果、先ほど大臣のお話にもございましたけれども、できるだけ早くということとこの夏の夏には成果を得て、通常国会の最後にもという話はあつたわけでございますけれども、結果的には、できるだけ早い国会にということと臨時国会に提出するということを政府として決めてここに至つたものでございます。

○大江康弘君 私はことしの参議院に当選をさせていただいてからでしかこれに閣下しておりませんからそんな生意気なことは言えませぬけれども、しかし、私は独立国家の定義というのは、土地があつてそこに人が住んでおつて、やっぱり一番大事なのは外から攻められたときにそれをいかに守るかという、この三つが一体となつて初めて私は独立国家というものを形成するといふふうに思ふんです。

それだけに、もう一度お聞きしますけれども、平成十一年のあの事案が起つてから、先ほどから聞いておりますと何隻か不審船があつたと言ふけれども、それ以降二十隻ですか。

○政府参考人(網野克彦君) 海上保安庁として確認した不審船は、海上保安庁発足以来、約五十数

年でございまして、その間に二十隻でございます。○大江康弘君 少し私はじゃ誤解をしておりました。私はその間に二十隻かな、そんなたくさん船をこの二年半もはつておつたのかなと思ひましたけれども。

発足してから二十隻といつても、しかし大臣、先ほど過去に例を見ない今回は法案の言いましてけれども、私は、恐らく世界の民主主義国家を標榜する国で今ごろこの時期にあつてこんなことをやっておるのは日本国家ぐらいいじやないかな、両手両足を縛られたという自衛隊だとかあるいは今言う海上保安庁だとかが今まで本場に任務をしておつた、やつと今回のこの法案で私は一つ繩をほどいてもらつたんじゃないかな、しかしそれでも十分じゃない。十分職責を果たせるような果たして環境かなということをおぼろげに感ずるわけでありませぬ。

その中で、長官、この第二十九条に長官の職務の権限をいわゆる一部の職員に委任するということがあります。私は、このことが、現場主義ということと先ほどから、警官でも何か現場であつたときにピストルを使つて後でいろいろ言われませぬけれども、その判断というのは現場がするんですね。これは本場に長官まで、先ほどからも意見がありましたけれども、最終的には長官が判断をする、決断をするというようなことを現場に与えて現場が初めて武力を行使ができるというふうなこととありますけれども、これは私は、やっぱり高度な、崇高な任務やあるいは使命を与えれば与えらるほどもっと高い信頼を与えてやるべきだ、もつと現場に高い信頼感を与えてやってその判断でやらせるべきだといふふうに思ふんですけれども、これはやっぱり無理なんです。

○政府参考人(網野克彦君) 私どもの通常の警職法七条を準用した武器使用、つまり犯人の逃走でありますとか公務執行を妨げる者に対する通常の武器使用、それから正当防衛、緊急避難、それから凶悪犯の既遂、そういうものについては私どもそれぞれ現場の判断で武器使用ができるように

なっておりますし、これは警察も同じでございます。ただ、今回は、重大凶悪な犯罪を犯すあるいは犯しているおそれという認定でございますので、先ほどもお話がございましたように、具体的な船舶の外観、行動、それと各機関が保有しているいろいろな情報、そういうものを瞬時にではございますけれども判断をして、本庁として、つまり海上保安庁長官というのは現場ではなくて本庁として、先ほどお話しもございましたように、外交上の判断も念頭に置きながら判断をできるぎりぎりの判断者は海上保安庁長官ではないかということでございます。まして、先ほどお尋ねの現場長への委任ということもしないで、海上保安庁長官の専管の職務ということにしておるわけでございます。

○大江康弘君 これ長官、今回はまだ不幸中の僕は幸いだったと思うんです。それだけに、これはまあ真夜中のあの真つ暗いときに発見されて、しかも二隻なんですね。昼間、済みません、昼間で、これ真つ暗くみで、しかも日本海がしけておつて、しかも何隻が来たときにこれどう対処するんですか。

今のそういうような長官の、長官というか今回の法案の中で一つの命令系統の中で、もつと私は現場に信頼感を置いてやって、きちつと判断をさせてやって、その最終的な結果責任というのは長官もと、あるいは大臣もと、そして最後はやっぱりこの法律を認めた我々国会がとるという、やっぱりそういうことでなければ、私は本場にこれだけの情報がほとんどほとんど流れておつて、先ほど大臣が運輸省の中にいるんなものができた、見に来いと言ったけれども、こんなことを言ってもいいのかな、外務大臣みたいにそんな大事なことをしゃべっていいのかな。そういうようなことも感じたわけですけども、まあそれはそれであれですが。

長官、どうですか、これは将来的には難しいんですか。
○委員長(北澤俊美君) 時間が過ぎておりますので、手短にお願いをいたします。
○政府参考人(堀野克彦君) 私どもは、今、委員がおっしゃったような非常に状況の把握が難しい場合も含めて、海上保安庁の長官の判断を認定の根拠とすることの方が現場が逡巡をしないで武器を使用することができるという面もある、そういうことの判断もございします。
○委員長(北澤俊美君) 終わりでいいですか。
○大江康弘君 はい、いいです。
○田名部匡省君 もう最後ですのでよろしくお願ひしたいと思いますが、その前に、海上保安庁と防衛庁、水産庁、それぞれ今議論になっている範囲の中で、その任務は一体今どうなっているのか、簡単に答えをいただきたいと思ひます。
○国務大臣(扇千景君) 田名部先生の御案内のように、海上自衛隊との連携、海上保安庁、これは平成十一年三月に、先ほどからお話しになっております能登半島の沖の不審船のあの事案をもって、改めてその年の、十一年の六月に関係関係会議におきまして詳細を決めさせていただきました。閣内省庁間の迅速な情報収集または海上保安庁と自衛隊の間の共同対処のマニユアルを整備することというのが十一年の六月四日に閣議決定をされました。

それによりまして、政府関係者の間で海上事案発生時の初動におきます情報の連絡体制、そしてそれを整備し実行するかということで、海上保安庁としましては、一つは防衛庁と迅速な情報の連絡の実施、これは随時いたしております。

二つ目には、自衛隊との共同対処マニユアルを作成いたしました。平成十一年の十二月にこのマニユアルによって自衛隊との共同対処マニユアルを実行いたしました。

そして三つ目には、このマニユアルに係ります共同対処訓練の実施を平成十一年の十月、平成十二年の九月と、このマニユアルによって海上保安庁と自衛隊の共同訓練をいたしました。また、海上保安庁の巡視船と自衛隊の艦艇等の間におきまして情報交換の訓練は、これは随時行っているとい

うのが現状でございます。
○政府参考人(北原巖男君) お答え申し上げます。まず、先ほど任務という先生からの御指摘でございますが、まず第一義的には自衛隊法の第三条に自衛隊の任務が書いてございます。ちよつと読み上げさせていただきますと、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを中心たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする」。これが、まず第三条があります。

この中で、これを受けまして、先ほど扇大臣からもございました海上警備行動、これは必要に応じて公共の秩序維持の一環になるわけでございしますが、八十二条がございまして、「長官は、これは防衛庁長官でございますが、防衛庁長官は、「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる」と規定をいたしております。

これに基づいて行動いたしておりますが、不審船への対処、これにつきましては、第一義的には海上における警察機関であります海上保安庁が対処いたします。海上保安庁では対処することが不可能または著しく困難と認められる事態、これは特別な理由がある場合に該当するわけでございしますが、この場合に八十二条の適用を受けまして海上警備行動が防衛庁長官から発令されると、そのように考えております。

○政府参考人(渡辺好明君) 現状から申し上げますと、水産庁では艦船六隻、用船も入れまして三十五隻という体制でございます。四百五十万平方キロという広大な二百海里水域を取り締まりをしておりますので、その関係上、漁業法、それから排他的経済水域に関する漁業取り締まりに関する法律、これらの権限を包括的に海上保安庁にゆだねております。すべて本省、本庁段階、それから

現場の保安部と取り締まり事務所の間できちんとした連絡プレーを常時やっているとございします。
○田名部匡省君 今伺つて、何かばらばらなんです。もうちよつとやっぱり防衛庁、海上保安庁、水産庁で一体となつてやれるような仕組みをやった方がよく効率的だと思ひます。
例えば、水産庁長官、ロシア海域で、領海で、例えば領海侵犯をした、密漁したというときはどことがやっているんですか、ロシアでは。
○政府参考人(渡辺好明君) ロシアには国境警備隊というところがございます。日本では海上保安庁に当たるかと思ひますが、国境警備隊が特に紛争の地域になっております北方四島周辺水域における漁業取り締まりを実施をいたしております。

○田名部匡省君 密漁とか領海侵犯やると漁船が撃たれて沈められたなんという話も前にありましたよね。ですから、要するに、国の平和だ、独立だ、安全だということをお互いの三つがきちつとやっぱり持つていて、そしてもう連携をきちつととりながらやらないと、この広い海に囲まれた日本を、てんで自分のことだけやっていると。それでなくても自分のこと以外には関心のない国民ですから、人のことはどうでもいいというのが昨今の日本の風潮じゃないですか。だから、私は、そういう意味でそういう体制をぜひとっていただきたい、こう思ひます。

それから、先ほど来いろいろ議論になっております、海上保安庁の長官が一定の要件に該当する事態であると認めたとき武器の使用ができると。これは諸外国ではどうなつていますか。

○政府参考人(堀野克彦君) 諸外国のそれぞれの法律の決め方、あるいは実定法でやるかやらないかという違いがございします。ただ、結果として私どもは、例えば実際の法律を決めておるような国、フランスでありますとかドイツでありますとかロシア、そういうところ、それから判例の積み重ねのようなところに重点を置いておるアメリカ、イ

ギリスなんかと具体的なルールを比較いたしまし
なければ、船体に向けて停船を目的とする射撃
をこのような場合に許可するという法制度はそれ
ぞれの国において一定、おおむね今回私どもが御
提案しているような目的で射撃をするということ
は許可しているというふうに承知しております。

○田名部匡省君 先ほども議論がありましたけれ
ども、長官がその一定の要件を認めたとかなんと
かといった、現場にいないで、とつさの場合です
よ、これ。この間、能登半島のときも海上保安庁
が行つてもう手に負えなくて海上自衛隊というこ
とでしよう。ですから、さつきから言っているよう
に、ここが行つたらだめで、今度はこつちにお
願ひするなというそんな生ぬるいことをやって
いないで、やっぱりそういうのに対応できる、私
は有事法制でも危機管理でも、きのうも質問を
しましたけれども、もう全くとろい。本当に何か泥
棒を捕まえてから縄をなうとき言うたけれど
も、泥縄方式なんですね。

かつて私、野呂田防衛庁長官に有事法制のこと
を質問したら、二十二年前から検討していること
もあれから二年たっているから二十四年になる
んですよ。ですから、このぐらい有事法制につい
ても、のんびりしたものです、二十四年も考え
てまだ結論が出ないというんですから。だから、
これはまあいい方ですよ。能登半島で問題が起き
て、遅まきながら慌ててやつたような、これは早
い方です。

私はそういうことを考えると、もう少し毅然と
した態度でやる。よく例えば停船命令違反、これ
についても、言うことを聞かないで逃げていきや
どうにもならぬということなんですよ。捕まえ
ようがないんじゃないですか。今度は銃を使える
ということになるからやれるんじゃないでしょうか。
私はいつもそう思うんです。自動車で検問を
やっている、検問を破つて逃げていきや黙ってい
ませんよ、追つかけますよ。そして、何か処分す
るでしょう。そういう考えに立つと、海の上で外

国の船が何か、大体逃げるといふのは悪いことを
しているから逃げるんであつて、それをどうにも
できぬという事態が私はおかしいと思つていたん
です。

どうぞ、そういう意味で水産庁も、恐らく密漁
で領海侵犯で世界じゅう行つていますから、日本
の船は、大体世界ではどうなつていますか、これ、
あちこちで捕まつた例ありませんか。

○政府参考人(渡辺好明君) 北方四島周辺水域も
含めてロシアの水域ではこの五年間に二十七件の
連行、拿捕、つまり日本の漁船が連行、拿捕され
ております。そのうち銃撃がございましたのが十
一件、最近は何を見ないわけでありましたけれども
それから、南の方の事例でいいますと、九七年に
台湾水域でこれは領海侵犯で拿捕されている事例
がございます。そういう状況であります。

○田名部匡省君 お聞きになつたとおりなんです
ね。本当に厳しくやるんですよ。かつて密漁、領
海侵犯もやつたんだろうと思うんですが、しょつ
ちゅう捕まつた。もう船を没収されるんですよ。
それで、返してくれと言つと、金払えと。金払つ
て、帰つてきた船見たら、もう新しい船なんか、
新造船は中の機械全部外されてるんですよ。何
そのぐらいい外国は厳しんですよ。いいですか。何
で日本だけがこんな生ぬるいことをやっている
のかなと。しかも、何でも、いろいろな不審船だ
といつて、あるいは密輸とかあるいは密入国もす
ると、そういう人たちがいっぱいいるでしょう。

それで、国内で入つて悪いことをすると。
だから、基本的なことをきちつとやつておかな
いと、それを捕まえるのに今度は警察がえらい目
に遭つて、新宿あたりで苦勞しているようですけ
れども。もうちょつとやつぱりきつとした体制
を日本というのはいくらこの辺でしつかりとつて、
領海侵犯したりいろいろなことをやつたらこれはも
う日本は厳しいよということがないから、だから
こんなことになると思うんです。

どうですか、大臣、私が今申し上げたように、
この間は北朝鮮の日本船名だつたと。それで、と

うとう逃げられて、北朝鮮のじゃなかつたのか
と。これも確認できたのかどうかは私はこれわか
りませんけれども、いずれにしても、日本の船名
で、日本の船名だつたら思い切りやりやよかつた
と言つてゐるんだ、何もだれも文句言ひようない
んですから、銃撃つたつて何したつて、名前書い
てゐる方が悪いんであつて。

そういうことで、何かもうあまいにしてとい
うことを、今度はもうあまいことは二度とない
ように、この法律、せつかく賛成するんですから、
賛成した後にまた大したことはなかつたという法
律じゃないんでしようね。どうですか。

○国務大臣(扇千景君) 大変、田名部先生から賛
成するからということでございましたけれども、
あの能登半島沖の不審船の事例以来、少なくとも
平成十一年の六月四日に閣議決定をして、これに
対処してどうしようということでも自衛隊、警察、
海上保安庁と連携をとつて法案をいかにつくつて
いくか、また武器使用というものに関して危害を
与えるということのないように、または人命、法
というところからいかに対処するかということであ
るを練つてきたわけでございます。

その間に、大変私はありがたかつたと思ひます
もの、先ほども私、弘友先生のときに申し上げま
したか、この事例をもつてして予算をいただきま
して、海上保安庁の危機管理センターというもの
をつくるのができまして、先ほど田名部先生が
長官がその場にいらなくてどうして判断できるん
だとおつしやいましたけれども、その現場が全部ス
クリーンに映つて、この危機管理センターで長官
が現場に入り、なおかつ高度の判断ができるとい
う体制ができたのも、私は能登半島のあの不審船
の追跡ができたのも、私は能登半島のあの不審船
は成果だと思つておりますので、先ほどお願い
したとおり、ぜひセンターを見ていただいて、い
かにするべきかと。

少なくとも人員でございまして、あるいは二
十年たつた船の老朽化でございまして、飛行機
の少なくとも老朽化しているものがあるというこ

との対処の仕方はまだまだあると思ひますけれど
も、機器、機械がそろつても、少なくとも訓練の
マニュアルで常時、自衛隊とか警察とか、そして
今水産庁長官もお見えになつていますけれども、
海上保安庁と連携をとつた対処ができる。なおか
つ、少ない予算でもつて効率を何倍かにできると
いふ、この対処のふだんの連絡と訓練が大事だと
思つておりますので、つくりましたマニュアルを
何度も実施に移すということをしていって、少
なくとも現段階ではこの法案を通していただい
て、二度とあつたことがないようになつていただ
いこの法案の提出でございまして、賛成してい
ただいてありがとうございますけれども、ぜひ今後
万全を期していきたいということを申し上げてお
きたいと思ひます。

○田名部匡省君 時間ですから終わりますけれど
も、日本の経済状況というのには相当厳しいです
よ。いつも申し上げるように、それはもう返す子供は
生まれていないんですから、いよいよ厳しくなる。
そういうときに、効率のいいやつぱり予算の使い
方となると、同じことをやっているのが三つばら
ばらになつていないで、一緒になつて、そしてす
ぐ何かやれといふと予算、予算と、こつち言うから、
それは必要なものはかつてもしようがないけれ
ども、できるだけ効率よく、そしておやりになつ
ていただいたらいいんじゃないかと、こういうこ
とでございまして、いづれにしても、これやつ
たらまた何かあつてすぐ変えるなということの
ないことだけはもうしつかりお願いしておきま
すから、よろしく願ひして終わります。

○委員長(北澤俊美君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。
これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
ひます。

○洲上貞雄君 私は、ただいま議題となりました
海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまし
て、反対の立場から討論をいたします。
今回の改正案は、第一義的にはいわゆる不審船

対策とされています。当時、社民党は、政府による自衛隊の海上警備行動発令を批判するとともに、領海の警備は海上保安庁の任務であり、今回のような事態に備えるために、海上保安庁による沿岸警備体制をさらに充実することを主張し、その後の高速船艇の配備等の対応については支援してきたところであります。

しかし、今回の改正案に盛り込まれている危害射撃の容認は、警察比例の原則を逸脱し、警備体制の充実を踏み越えた内容であると考え、反対するものであります。

第一に、九九年当時も、いち早く防衛庁から保安庁に連絡があり高速船艇が配備されていれば、停船は可能であったのではないかと思うことです。

第二に、ただ逃げているのに不審だからといって危害射撃を容認することが、将来、陸の警察に拡大されることの心配です。陸でいえば、不審な車に対し発砲し、危害を加えてもよくなってしまうおそれもあります。

第三に、現時点において、小泉内閣の進めるテロ対策、自衛隊強化策の一環となっており、特に本改正案の内容が自衛隊法改正案で準用されることにより、海上保安庁以上の装備を有する自衛隊の海上警備行動の際の危害射撃を容認することにつながることです。

第四に、危害射撃の容認が不審船の反撃を招き、戦闘開始に至ることの危険性です。韓国の李ラインの問題のときに、日本の巡視船は日本漁船を守るため、漁船と銃撃してくる韓国警備艇との間、体当たりのように割り込んでいつて防波堤をつくって対応していたのです。

公害Gメンで名をはせた田尻宗昭さんは、かつて巡視船首席航海士を務めておりましたが、日本漁船が中国に拿捕されるという事件が起こり、東シナ海へ派遣される巡視船はアメリカ製の三インチ砲と二十ミリ機関砲を備える改造がなされていたことに対し、保安庁は警察機関なのに海軍まがいのことをやるのはおかしいと主張していまし

た。元来、海保の装備と武器に対する考えはそれほど厳格なものではないでしょうか。

社民党は、庁法第二十五条の「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。」との趣旨をいまだ一度留意されるよう訴え、討論を終わります。

○委員長(北澤俊美君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

海上保安庁法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北澤俊美君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会